

# 公 務 災 害 の 現 況

～平成30年度認定分～

令和2年3月

一般財団法人 地方公務員安全衛生推進協会

# 目 次

## 1 公務災害の認定状況

(1) 概 要	1
(2) 職員区分別	2
(3) 傷病区分別	4
(4) 「負傷」による公務災害の認定事由別	5
(5) 「その他の疾病」による公務災害の認定事由別	6
(6) 団体区分別	7

## 2 公務上死亡災害の状況

(1) 概 要	1 1
(2) 団体区分別	1 2
(3) 職員区分別	1 3
(4) 年齢段階別	1 4
(5) 事故の型別	1 5
(6) 交通事故による公務上死亡災害の状況	1 6

## 3 公務災害発生割合の高い職種の公務災害認定状況

(1) 概 要	1 7
(2) 医師・歯科医師	1 8
(3) 清掃職員	2 0
(4) 調理員	2 2
(5) 警察官	2 4
(6) 看護師	2 6

## 4 統計表

統計表目次	2 8
-------	-----

## 5 分類項目区分

分類項目区分	4 2
--------	-----

## 凡 例

- 1 本文中の認定件数は、当該年度中に公務上災害として認定された件数をいい、被災職員1人につき同一災害に係るものを1件として計上した。
- 2 本文中の千人率は、対象職員千人当たりの認定件数をいい、10万人率は、対象職員10万人当たりの公務上死亡者数をいい、次の式により算出している。

$$\text{千人率(件)} = \text{認定件数} \div \text{対象職員数} \times 1,000$$

$$\text{10万人率(人)} = \text{公務上死亡者数} \div \text{対象職員数} \times 100,000$$

- 3 職員区分は、地方公務員災害補償基金定款別表第2の職員区分によるものであり、「義務教育学校職員」、「義務教育学校職員以外の教育職員」、「警察職員」、「消防職員」、「電気・ガス・水道事業職員」、「運輸事業職員」、「清掃事業職員」、「船員」及び「その他の職員」の9区分である。

この資料は、地方公務員災害補償基金で作成した「常勤地方公務員災害補償統計」及び「公務上死亡災害の発生状況」に関する調査結果を分析し、取りまとめたものである。

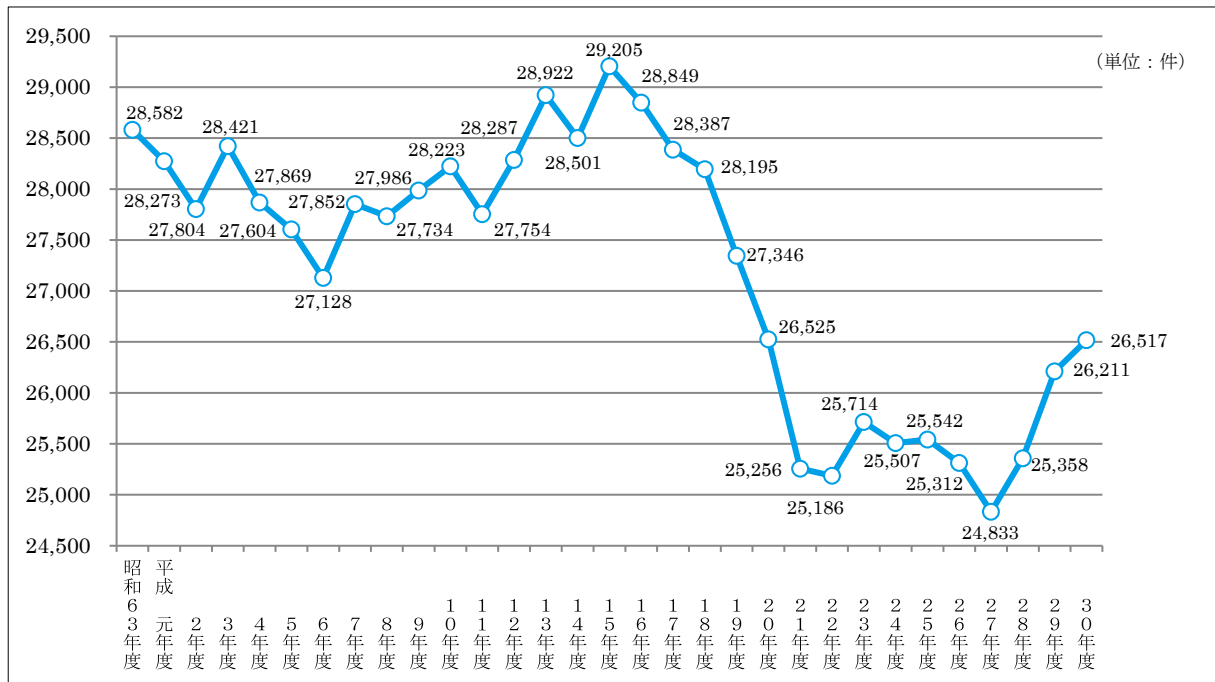
※ 各図表中における構成比の数値は、単位未満を四捨五入しているため合計が100%にならない場合がある。

# 1 公務災害の認定状況

## (1) 概要 [統計表 第1表 参照]

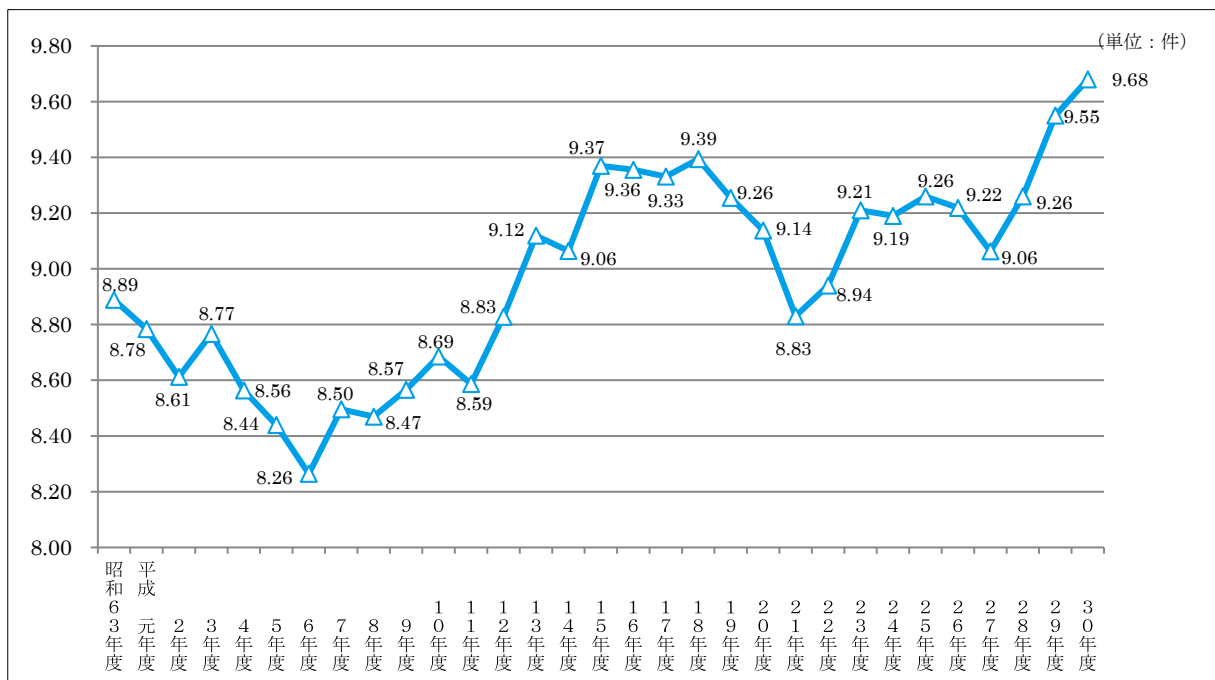
地方公務員災害補償基金が公務災害（通勤災害は含まない。以下同じ。）として認定した件数をみると、平成21年度から平成28年度までは概ね25,000件台で推移してきたが、平成28年度以降増加に転じ、平成30年度は26,517件で、前年度に比べ306件（1.2%）増加した。

図1 公務災害認定件数の推移



また、職員千人当たりの公務災害認定件数でみると、平成28年度以降増加に転じ、平成30年度は9.68件で前年度に比べ0.13件（1.4%）増加した。

図2 公務災害認定件数（千人率）の推移



※千人率の基礎となる職員数は、総務省（旧自治省）「地方公務員給与の実態」各年版による（平成26年度までは教育長を含む）。

## (2) 職員区分別 【統計表 第3表 参照】

平成30年度の公務災害認定件数を地方公務員災害補償基金による9職種別の職員区分でみると、「その他の職員」を除くと「警察職員」が6,017件で全体の22.7%と最も多く、次いで「義務教育学校職員」の5,100件(19.2%)、「義務教育学校職員以外の教育職員」の3,085件(11.6%)などの順となっている。

図3 職員区分別公務災害認定件数

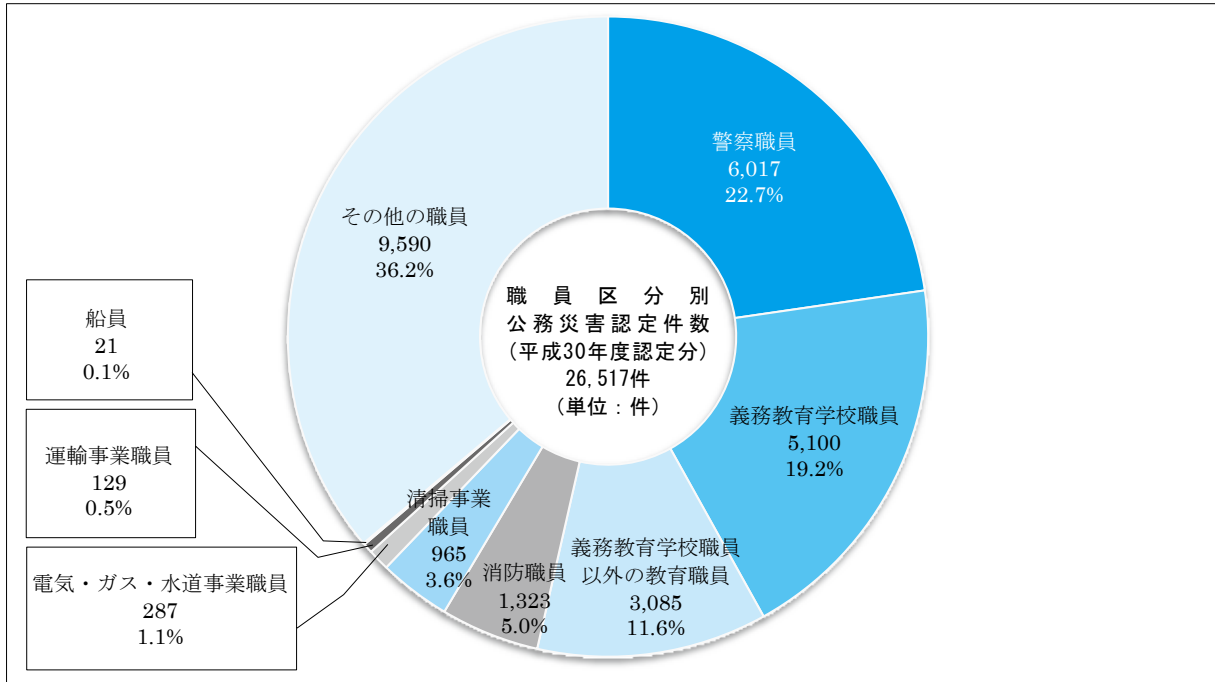
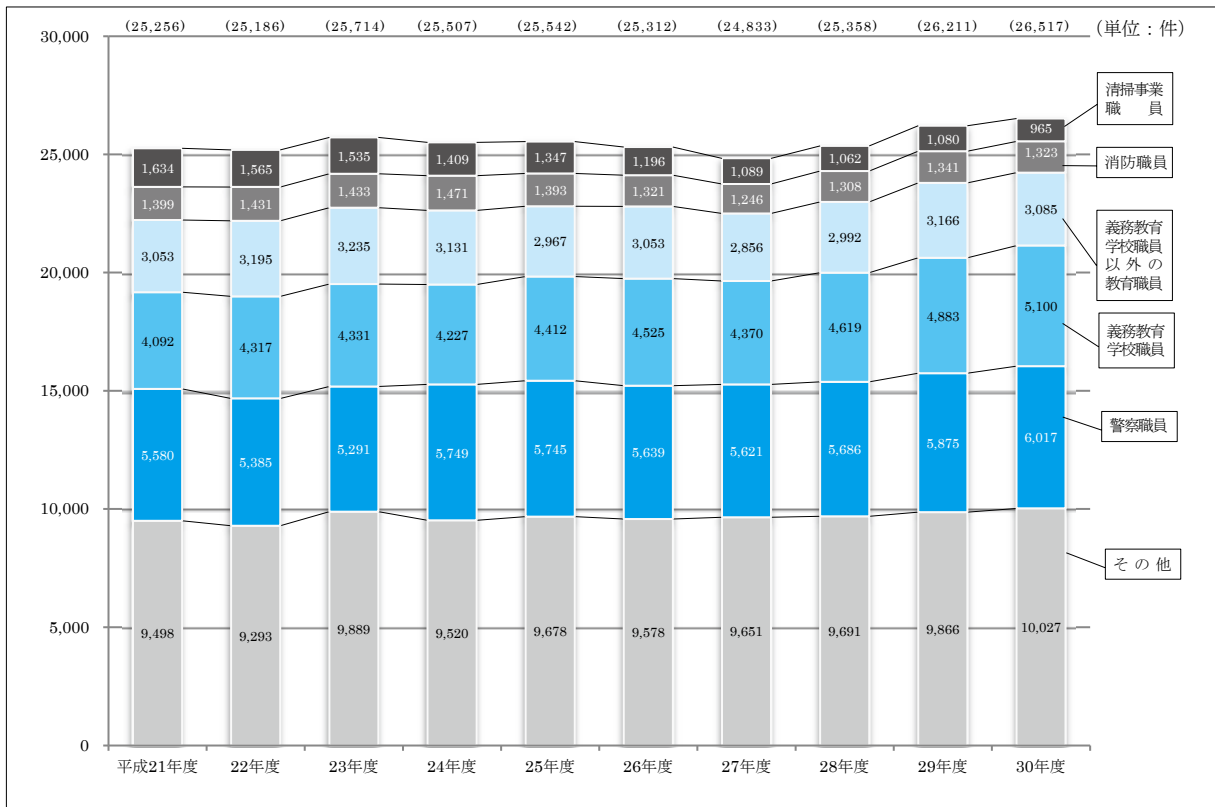


図4 職員区分別公務災害認定件数の推移



※「その他」…地方公務員災害補償基金定款別表第2の職員区分9区分のうち、「電気・ガス・水道事業職員」、「運輸事業職員」、「船員」及び「その他の職員」を合わせたもの。

また、職員区分別の千人率では、「清掃事業職員」が21.90件で最も高く、次いで「警察職員」の20.78件、「義務教育学校職員以外の教育職員」の9.18件などの順となっている。

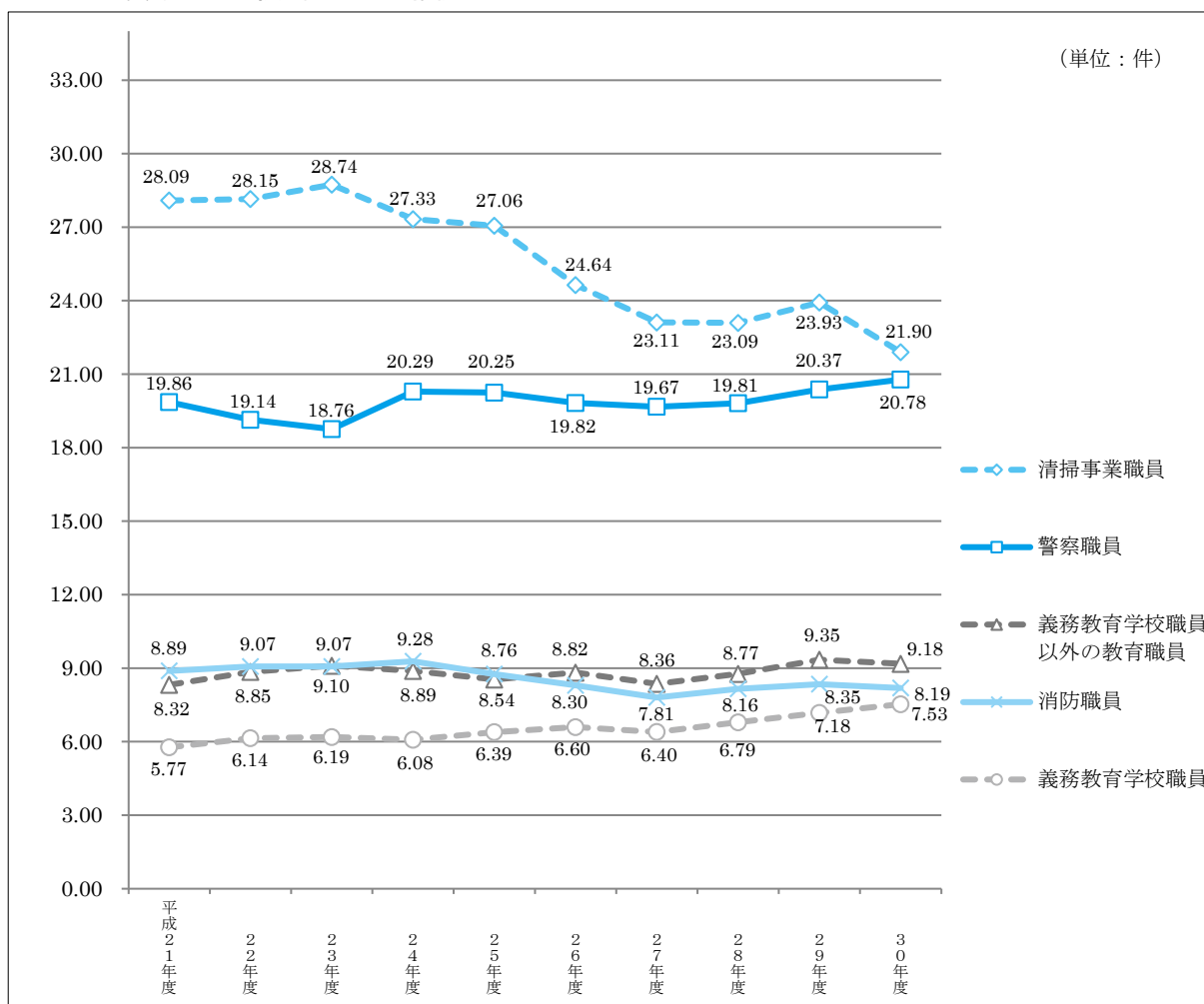
「その他の職員」を除いた公務災害認定件数上位5区分（「警察職員」、「義務教育学校職員」、「義務教育学校職員以外の教育職員」、「消防職員」及び「清掃事業職員」）では、「警察職員」及び「義務教育学校職員」が前年度よりも増加し、ほかの区分は前年度より減少している。

表1 主な職員区分別公務災害千人率

主な職員区分	対象職員数（人）	公務災害件数（件）	千人率（件）
清掃事業職員	44,072	965	21.90
警察職員	289,616	6,017	20.78
義務教育学校職員以外の教育職員	335,971	3,085	9.18
消防職員	161,611	1,323	8.19
義務教育学校職員	676,939	5,100	7.53

※千人率の基礎となる職員数は、総務省「地方公共団体定員管理調査結果」による。

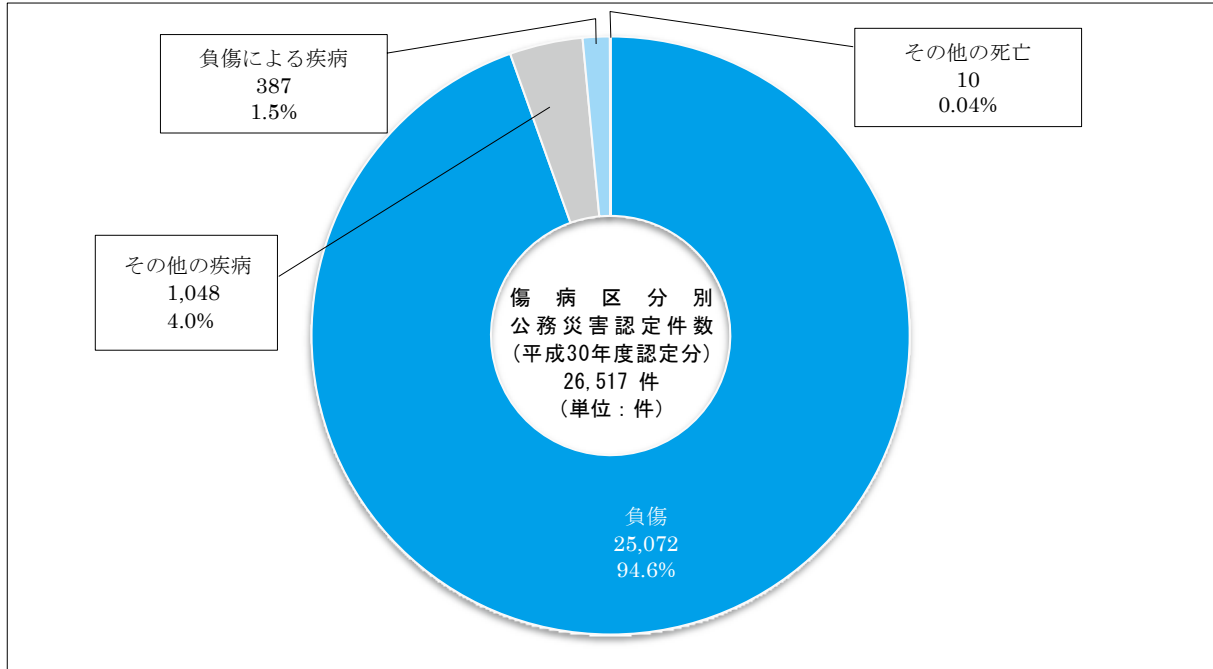
図5 主な職員区分別公務災害千人率の推移



### (3) 傷病区分別 【統計表 第4表 参照】

平成30年度の公務災害認定件数を傷病区分別にみると、「負傷」が25,072件で全体の94.6%と最も多く、次いで「その他の疾病」1,048件(4.0%)、「負傷による疾病」387件(1.5%)、「その他の死亡」10件(0.04%)の順となっている。

図6 傷病区分別公務災害認定件数



※「その他の疾病」は、「負傷による疾病」を除く疾病をいい、「その他の死亡」は、公務上の負傷又は疾病によらない死亡をいう。

職員区分別でみると、「負傷」では、「その他の職員」を除くと「警察職員」が5,871件で全体の23.4%と最も多く、次いで「義務教育学校職員」の4,945件(19.7%)、「義務教育学校職員以外の教育職員」の2,980件(11.9%)などの順となっている。

「負傷による疾病」では、「その他の職員」を除くと「義務教育学校職員」が75件で全体の19.4%と最も多く、次いで「清掃事業職員」の47件(12.1%)、「義務教育学校職員以外の教育職員」の46件(11.9%)などの順となっている。

「その他の疾病」では、「その他の職員」を除くと「消防職員」が180件で全体の17.2%と最も多く、次いで「清掃事業職員」の107件(10.2%)、「警察職員」の101件(9.6%)などの順となっている。

表2 傷病区分別・職員区分別公務災害認定件数

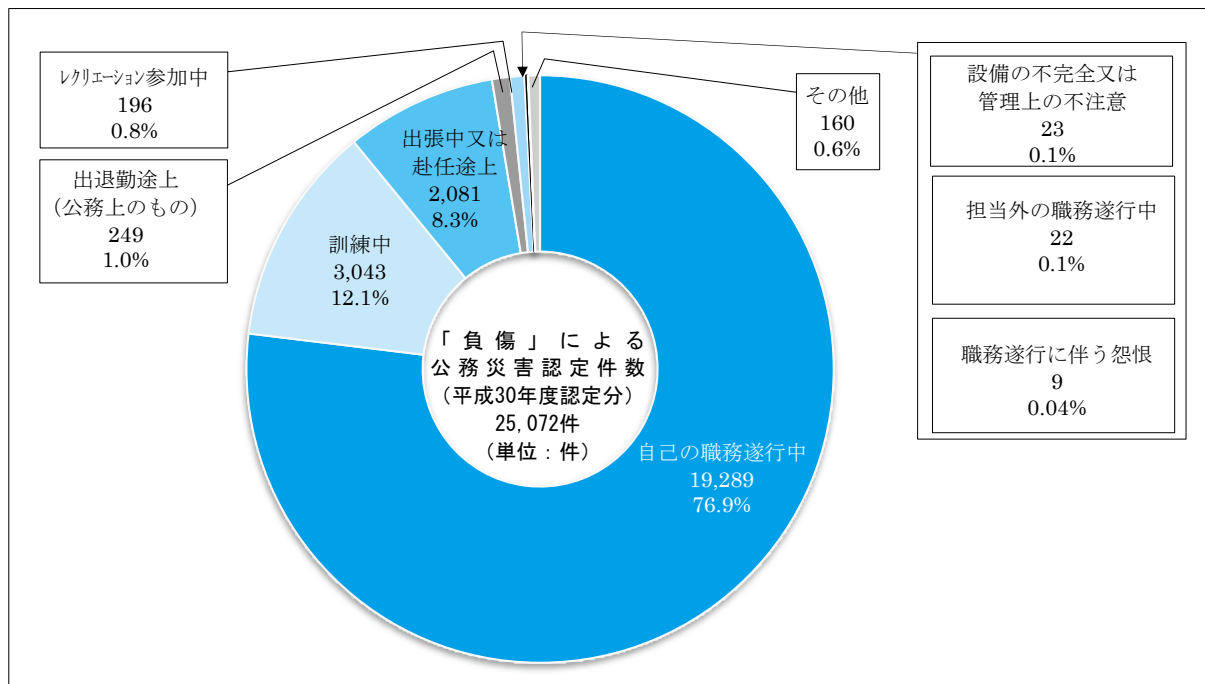
(件)

	義務教育学校職員	義務教育学校職員以外の教育職員	警察職員	消防職員	電気・ガス・水道事業職員	運輸事業職員	清掃事業職員	船員	その他の職員	合計
負傷	4,945	2,980	5,871	1,111	265	117	811	18	8,954	25,072
負傷による疾病	75	46	45	23	4	6	47	1	140	387
その他の疾病	80	59	101	180	18	6	107	2	495	1,048
その他の死亡	-	-	-	9	-	-	-	-	1	10
合計	5,100	3,085	6,017	1,323	287	129	965	21	9,590	26,517

#### (4) 「負傷」による公務災害の認定事由別〔統計表 第4表 参照〕

平成30年度の「負傷」による公務災害を認定事由別にみると、「自己の職務遂行中」が19,289件で負傷全体の76.9%と最も多く、次いで「訓練中」の3,043件(12.1%)、「出張中又は赴任途上」の2,081件(8.3%)、「出退勤途上(公務上のもの)」の249件(1.0%)、「レクリエーション参加中」の196件(0.8%)などの順となっている。

図7 「負傷」による公務災害認定件数



※出退勤途上の負傷は通勤災害となるが、深夜に勤務が開始又は終了した場合等には公務上のものとして取り扱われる。

職員区分別でみると、「その他の職員」を除くと「自己の職務遂行中」では「義務教育学校職員」が4,473件(23.2%)、「訓練中」では「警察職員」が2,870件(94.3%)、「出張中又は赴任途上」では「義務教育学校職員」が363件(17.4%)、「出退勤途上(公務上のもの)」では「警察職員」が45件(18.1%)、「レクリエーション参加中」では「義務教育学校職員」が26件(13.3%)となっており、それぞれ最も多くなっている。

表3 職員区分別・「負傷」による公務災害認定件数(その他を除く・主なもの)

(件)

	義務教育学校職員	義務教育学校職員以外の教育職員	警察職員	消防職員	電気・ガス・水道事業職員	運輸事業職員	清掃事業職員	船員	その他の職員	合計
自己の職務遂行中	4,473	2,700	2,611	827	200	94	770	13	7,601	19,289
訓練中	3	-	2,870	154	-	-	-	-	16	3,043
出張中又は赴任途上	363	225	276	74	60	-	33	5	1,045	2,081
出退勤途上(公務上のもの)	36	22	45	32	2	20	5	-	87	249
レクリエーション参加中	26	13	10	6	3	1	-	-	137	196



(5) 「その他の疾病」による公務災害の認定事由別 [統計表 第4表 参照]

平成 30 年度の「その他の疾病」による公務災害を認定事由別にみると、「その他」を除くと「腰痛」が 146 件で全体の 13.9%と最も多く、次いで「眼疾患」の 132 件 (12.6%)、「職業病」の 128 件 (12.2%)、「皮膚病」の 121 件 (11.5%)、「呼吸器疾患」の 47 件 (4.5%) などの順となっている。

表4 「その他の疾病」による公務災害の認定事由別件数 (件)

職業病	脳疾患	心疾患	精神疾患	呼吸器疾患	肝臓疾患	胸腹部臓器疾患 (肝臓疾患除く)	食中毒	腰痛	頸肩腕症候群	皮膚病	眼疾患	耳疾患	鼻疾患	その他	合計
128	10	3	12	47	7	3	1	146	2	121	132	15	1	420	1,048
12.2%	1.0%	0.3%	1.1%	4.5%	0.7%	0.3%	0.1%	13.9%	0.2%	11.5%	12.6%	1.4%	0.1%	40.1%	100.0%

※上段は公務災害認定件数、下段はその他の疾病における認定事由別割合である。

職員区分別でみると、「その他の職員」を除くと「腰痛」では「義務教育学校職員」及び「消防職員」が 28 件 (19.2%)、「眼疾患」では「清掃事業職員」が 20 件 (15.2%)、「職業病」では「消防職員」が 17 件 (13.3%)、「皮膚病」では「清掃事業職員」が 19 件 (15.7%)、「呼吸器疾患」では「消防職員」が 14 件 (29.8%) などとなっており、それぞれ最も多くなっている。

表5 職員区分別・「その他の疾病」による公務災害認定件数 (件)

	義務教育学校職員	義務教育学校職員以外の教育職員	警察職員	消防職員	電気・ガス・水道事業職員	運輸事業職員	清掃事業職員	船員	その他の職員	合計
職業病	10	7	3	17	4	1	12	-	74	128
脳疾患	5	2	1	-	-	-	-	-	2	10
心疾患	1	-	-	-	-	-	-	-	2	3
精神疾患	1	1	-	-	1	-	-	-	9	12
呼吸器疾患	3	1	3	14	-	-	-	-	26	47
肝臓疾患	-	-	-	-	-	-	-	-	7	7
胸腹部臓器疾患 (肝臓疾患除く)	-	-	-	-	-	1	-	-	2	3
食中毒	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1
腰痛	28	16	16	28	1	1	13	-	43	146
頸肩腕症候群	1	1	-	-	-	-	-	-	-	2
皮膚病	5	6	2	7	3	-	19	-	79	121
眼疾患	5	8	8	7	2	-	20	-	82	132
耳疾患	3	1	3	5	-	1	1	-	1	15
鼻疾患	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1
その他	17	16	64	102	7	2	42	2	168	420
計	80	59	101	180	18	6	107	2	495	1,048

## (6) 団体区分別

平成30年度の公務災害認定件数を団体区分別にみると、「都道府県」が14,269件で全体の53.8%と最も多く、次いで「市（特別区含む）」の5,680件（21.4%）、「指定都市」の3,155件（11.9%）、「一部事務組合等」の2,342件（8.8%）、「町村」の1,071件（4.0%）の順となっている。

図8 団体区分別公務災害認定件数

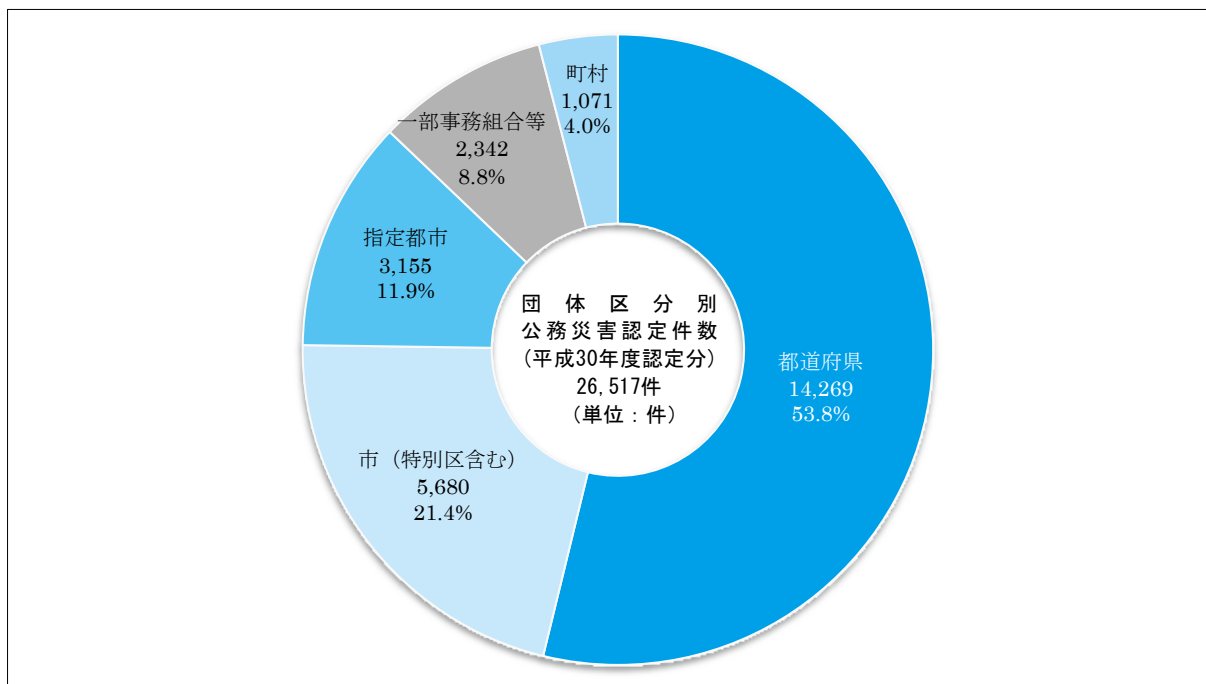
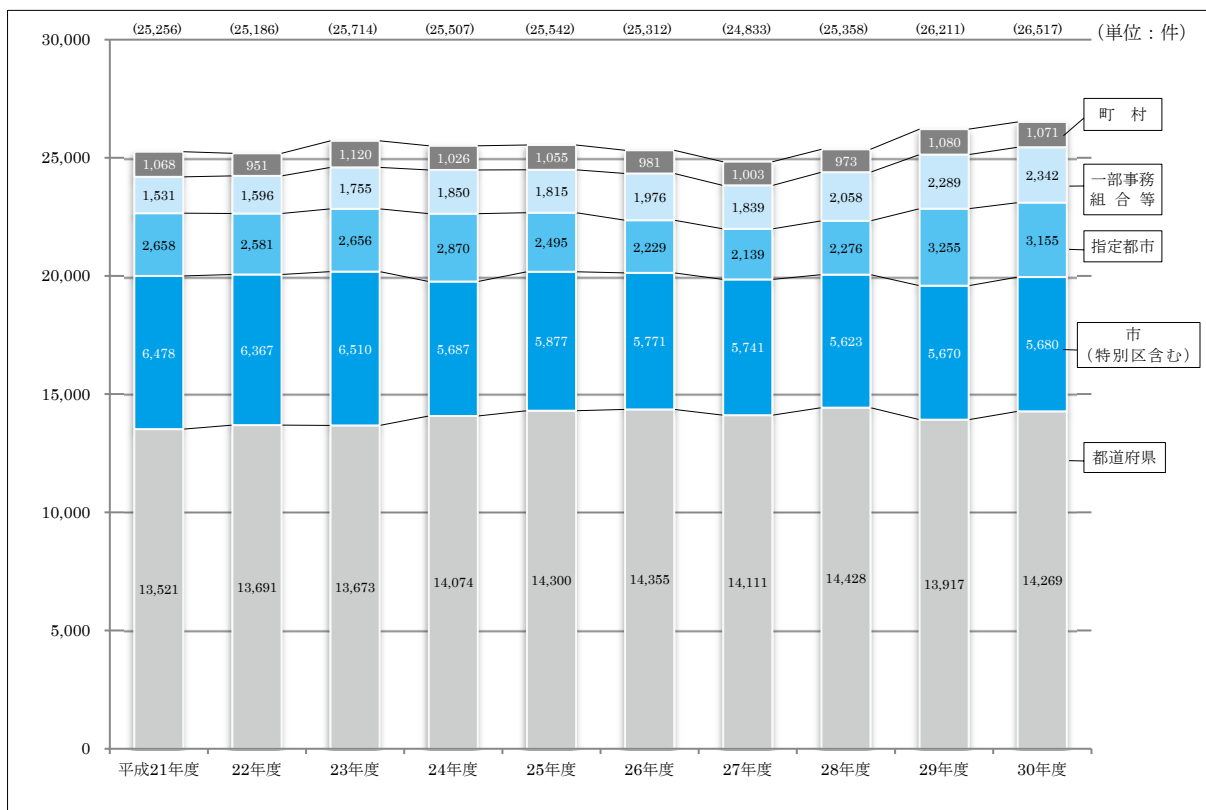


図9 団体区分別公務災害認定件数の推移



職員区分別でみると、「都道府県」では「警察職員」が6,017件で都道府県全体の42.2%と最も多くなっている。

「その他の職員」を除くと、「市（特別区含む）」では「義務教育学校職員以外の教育職員」が542件で市（特別区含む）全体の9.5%、「指定都市」では「義務教育学校職員」が1,164件で指定都市全体の36.9%、「一部事務組合等」では「消防職員」が460件で一部事務組合等全体の19.6%、「町村」では「義務教育学校職員以外の教育職員」が99件で町村全体の9.2%を占め、それぞれ最も多くなっている。

表6 団体区分別・職員区分別公務災害認定件数 (件)

	義務教育学校職員	義務教育学校職員以外の教育職員	警察職員	消防職員	電気・ガス・水道事業職員	運輸事業職員	清掃事業職員	船員	その他の職員	合計
都道府県	3,936	1,998	6,017	64	32	25	-	13	2,184	14,269
市（特別区含む）	-	542	-	519	140	10	503	4	3,962	5,680
指定都市	1,164	249	-	252	59	94	373	-	964	3,155
一部事務組合等	-	197	-	460	20	-	67	1	1,597	2,342
町村	-	99	-	28	36	-	22	3	883	1,071
合計	5,100	3,085	6,017	1,323	287	129	965	21	9,590	26,517

さらに、都道府県において職員区分別に過去5年間の合計をみると、「その他の職員」を除くと「警察職員」が28,838件で全体の40.6%と最も多く、次いで「義務教育学校職員」の21,274件（29.9%）、「義務教育学校職員以外の教育職員」の9,696件（13.6%）などの順となっている。

表7 都道府県における職員区分別公務災害認定件数 (件)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	合計	構成比
義務教育学校職員	4,525	4,370	4,619	3,824	3,936	21,274	29.9%
義務教育学校職員以外の教育職員	1,915	1,796	1,947	2,040	1,998	9,696	13.6%
警察職員	5,639	5,621	5,686	5,875	6,017	28,838	40.6%
消防職員	68	63	86	59	64	340	0.5%
電気・ガス・水道事業職員	35	48	25	52	32	192	0.3%
運輸事業職員	44	18	27	31	25	145	0.2%
清掃事業職員	-	-	-	-	-	-	-
船員	12	14	5	11	13	55	0.08%
その他の職員	2,117	2,181	2,033	2,025	2,184	10,540	14.8%
合計	14,355	14,111	14,428	13,917	14,269	71,080	100.0%

※指定都市に係る県費負担教職員の給与負担等について、平成29年4月1日に道府県から指定都市への移譲が行われ、地方公務員災害補償基金においても、指定都市における義務教育学校職員の事案を平成29年4月より道府県支部から指定都市支部へ移管したため、平成29年度以降の「義務教育学校職員」の公務災害認定件数では、指定都市における「義務教育学校職員」の認定件数が除かれている。

市（特別区含む）において職員区別に過去 5 年間の合計をみると、「その他の職員」を除くと「清掃事業職員」が 2,837 件で全体の 10.0%と最も多く、次いで「義務教育学校職員以外の教育職員」の 2,651 件（9.3%）、「消防職員」の 2,623 件（9.2%）などの順となっている。

表 8 市（特別区含む）における職員区別公務災害認定件数 (件)

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	合計	構成比
義務教育学校職員	-	-	-	-	-	-	-
義務教育学校職員以外の教育職員	551	511	499	548	542	2,651	9.3%
警察職員	-	-	-	-	-	-	-
消防職員	515	530	520	539	519	2,623	9.2%
電気・ガス・水道事業職員	158	140	128	154	140	720	2.5%
運輸事業職員	14	13	10	10	10	57	0.2%
清掃事業職員	609	590	567	568	503	2,837	10.0%
船員	5	1	7	1	4	18	0.1%
その他の職員	3,919	3,956	3,892	3,850	3,962	19,579	68.7%
合計	5,771	5,741	5,623	5,670	5,680	28,485	100.0%

指定都市において職員区別に過去 5 年間の合計をみると、「その他の職員」を除くと「義務教育学校職員」が 2,223 件で全体の 17.0%と最も多く、次いで「清掃事業職員」の 2,106 件（16.1%）、「義務教育学校職員以外の教育職員」の 1,493 件（11.4%）、「消防職員」の 1,308 件（10.0%）などの順となっている。

表 9 指定都市における職員区別公務災害認定件数 (件)

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	合計	構成比
義務教育学校職員	-	-	-	1,059	1,164	2,223	17.0%
義務教育学校職員以外の教育職員	291	321	322	310	249	1,493	11.4%
警察職員	-	-	-	-	-	-	-
消防職員	284	233	250	289	252	1,308	10.0%
電気・ガス・水道事業職員	86	73	83	64	59	365	2.8%
運輸事業職員	153	148	174	136	94	705	5.4%
清掃事業職員	488	423	400	422	373	2,106	16.1%
船員	-	-	-	-	-	-	-
その他の職員	927	941	1,047	975	964	4,854	37.2%
合計	2,229	2,139	2,276	3,255	3,155	13,054	100.0%

※指定都市に係る県費負担教職員の給与負担等について平成 29 年 4 月 1 日に道府県から指定都市への移譲が行われたため、地方公務員災害補償基金においても、平成 29 年 4 月より指定都市における「義務教育学校職員」の事案を指定都市支部の所管とした。

一部事務組合等において職員区別に過去5年間の合計をみると、「その他の職員」を除くと「消防職員」が2,147件で全体の20.4%と最も多く、次いで「義務教育学校職員以外の教育職員」の836件(8.0%)、「清掃事業職員」の347件(3.3%)などの順となっている。

表10 一部事務組合等における職員区別公務災害認定件数 (件)

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	合計	構成比
義務教育学校職員	-	-	-	-	-	-	-
義務教育学校職員以外の教育職員	200	145	136	158	197	836	8.0%
警察職員	-	-	-	-	-	-	-
消防職員	427	401	431	428	460	2,147	20.4%
電気・ガス・水道事業職員	16	20	15	17	20	88	0.8%
運輸事業職員	-	-	-	-	-	-	-
清掃事業職員	75	60	77	68	67	347	3.3%
船員	-	1	1	1	1	4	0.04%
その他の職員	1,258	1,212	1,398	1,617	1,597	7,082	67.4%
合計	1,976	1,839	2,058	2,289	2,342	10,504	100.0%

町村において職員区別に過去5年間の合計をみると、「その他の職員」を除くと「義務教育学校職員以外の教育職員」が476件で全体の9.3%と最も多く、次いで「電気・ガス・水道事業職員」の164件(3.2%)、「消防職員」の121件(2.4%)、「清掃事業職員」の102件(2.0%)などの順となっている。

表11 町村における職員区別公務災害認定件数 (件)

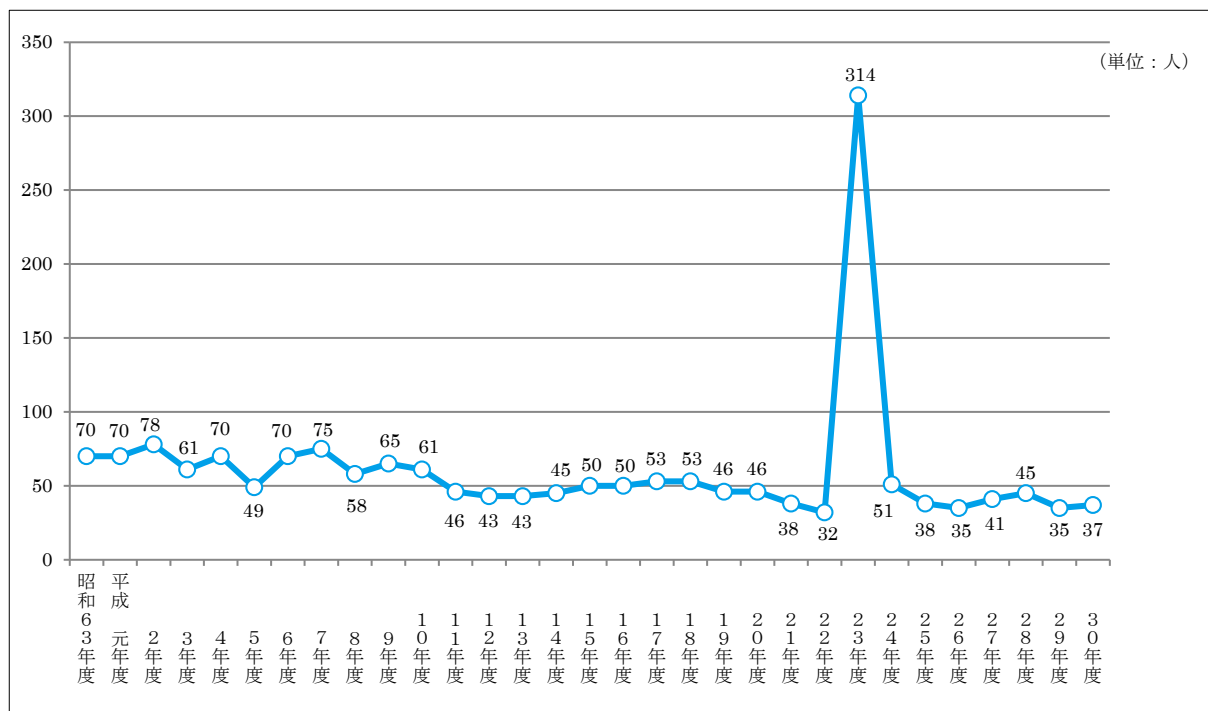
	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	合計	構成比
義務教育学校職員	-	-	-	-	-	-	-
義務教育学校職員以外の教育職員	96	83	88	110	99	476	9.3%
警察職員	-	-	-	-	-	-	-
消防職員	27	19	21	26	28	121	2.4%
電気・ガス・水道事業職員	27	36	30	35	36	164	3.2%
運輸事業職員	-	1	2	1	-	4	0.1%
清掃事業職員	24	16	18	22	22	102	2.0%
船員	2	2	-	1	3	8	0.2%
その他の職員	805	846	814	885	883	4,233	82.9%
合計	981	1,003	973	1,080	1,071	5,108	100.0%

## 2 公務上死亡災害の状況

### (1) 概要 [統計表 第1表 参照]

公務上死亡者数は、平成23年度を除き、平成11年度以降30～50人前後で推移しており、平成30年度の公務上死亡者数は37人で、前年度に比べ2人（5.7%）増加した。

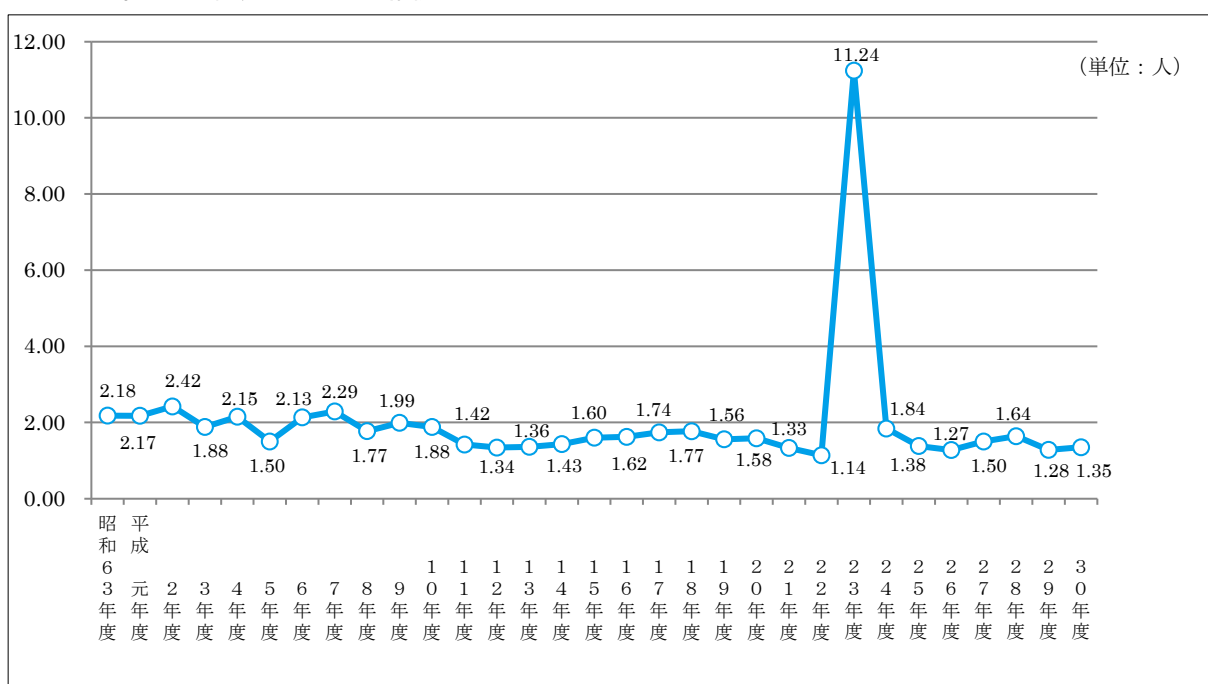
図10 公務上死亡者数の推移



※平成23年度以降は、東日本大震災に起因する公務上死亡者を含む。

職員10万人当たりの公務上死亡者数は、平成23年度を除き、平成8年度以降1人台で推移している。

図11 公務上死亡者数10万人率の推移



※10万人率の基礎となる職員数は、総務省（旧自治省）「地方公務員給与の実態」各年版による（平成26年度までは教育長を含む）。

## (2) 団体区分別 【統計表 第8表 参照】

平成30年度の公務上死亡者数を団体区分別にみると、「都道府県」が16人で全体の43.2%と最も多く、次いで「一部事務組合等」の10人(27.0%)、「市(特別区含む)」の7人(18.9%)、「指定都市」及び「町村」のそれぞれ2人(5.4%)の順となっている。

図12 団体区分別公務上死亡者数

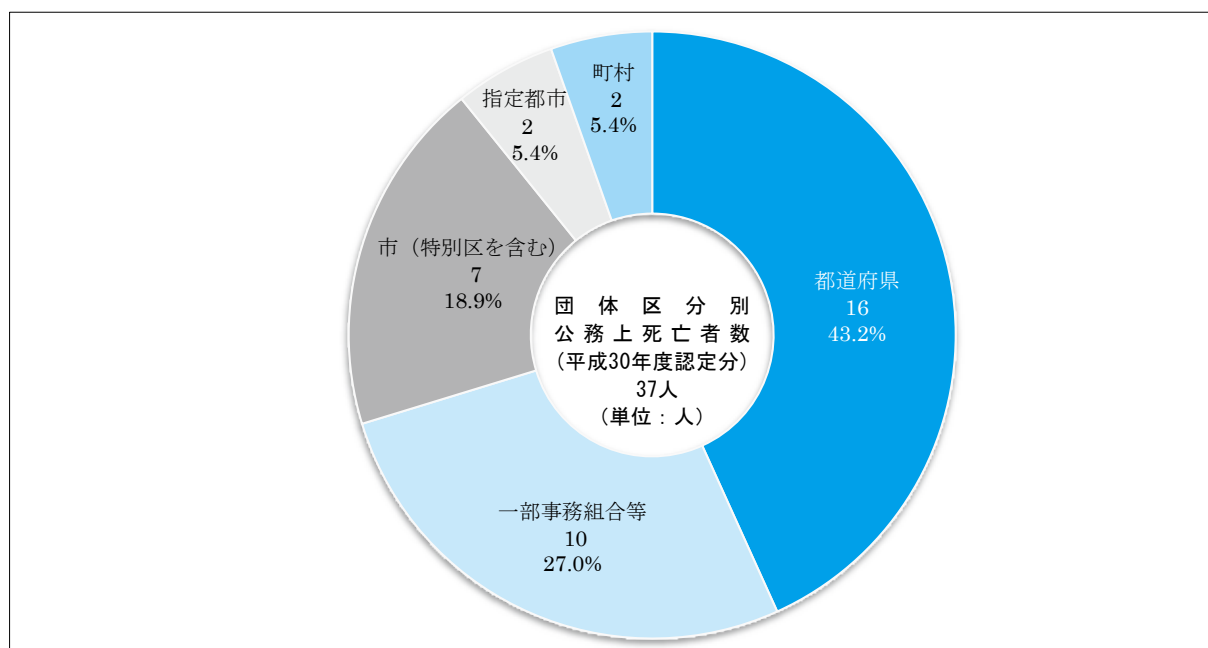
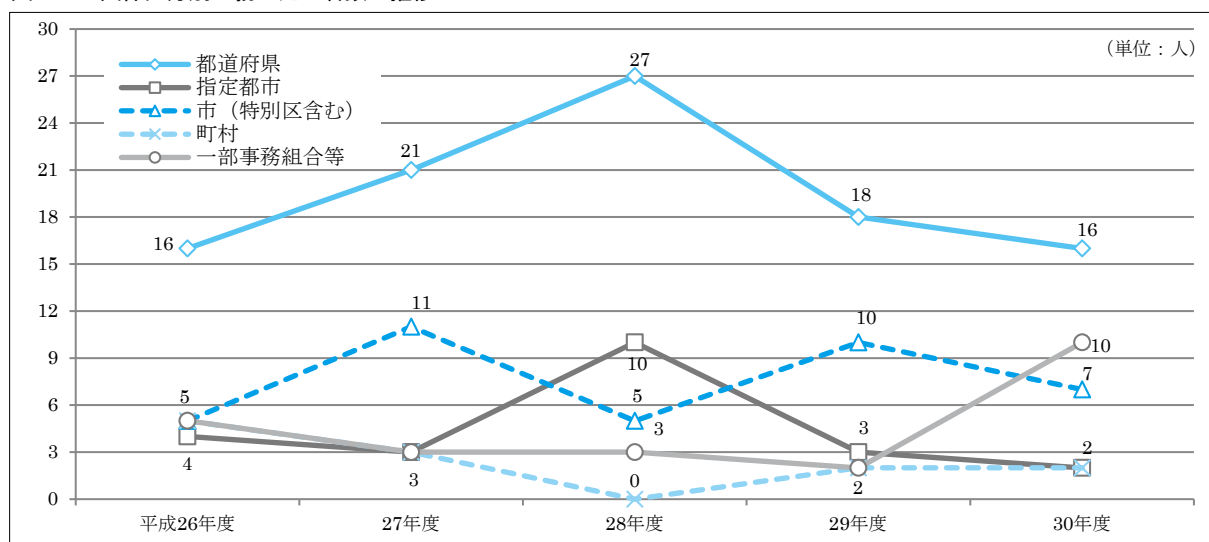


表12 団体区分別公務上死亡者数の推移

(人)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
都道府県	16	21	27	18	16
指定都市	4	3	10	3	2
市(特別区含む)	5	11	5	10	7
町村	5	3	-	2	2
一部事務組合等	5	3	3	2	10
合計	35	41	45	35	37

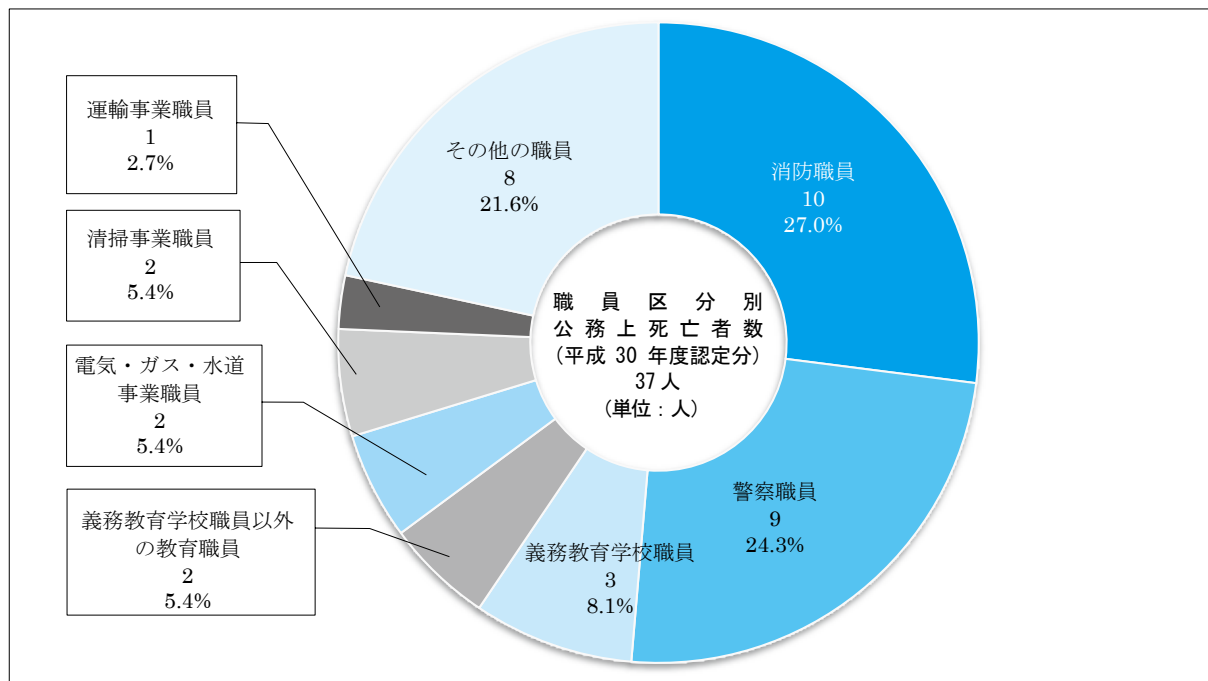
図13 団体区分別公務上死亡者数の推移



### (3) 職員区分別 【統計表 第9表 参照】

平成30年度の公務上死亡者数を職員区分別にみると、「その他の職員」を除くと「消防職員」が10人で全体の27.0%と最も多く、次いで「警察職員」の9人(24.3%)、「義務教育学校職員」の3人(8.1%)、「義務教育学校職員以外の教育職員」、「電気・ガス・水道事業職員」及び「清掃事業職員」のそれぞれ2人(5.4%)などの順となっている。

図14 職員区分別公務上死亡者数



また、過去5年間の合計でみると、「その他の職員」を除くと「消防職員」が42人で全体の21.8%と最も多く、次いで「警察職員」の33人(17.1%)、「義務教育学校職員」の24人(12.4%)などの順となっている。

表13 職員区分別公務上死亡者数の推移

(人)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	合計	構成比
義務教育学校職員	4	4	6	7	3	24	12.4%
義務教育学校職員以外の教育職員	4	2	2	2	2	12	6.2%
警察職員	6	6	7	5	9	33	17.1%
消防職員	6	4	17	5	10	42	21.8%
電気・ガス・水道事業職員	2	2	1	2	2	9	4.7%
運輸事業職員	-	1	2	1	1	5	2.6%
清掃事業職員	1	2	2	-	2	7	3.6%
船員	-	-	-	-	-	-	-
その他の職員	12	20	8	13	8	61	31.6%
合計	35	41	45	35	37	193	100.0%



#### (4) 年齢段階別 【統計表 第10表 参照】

平成30年度の公務上死亡者数を年齢段階別にみると、「40～49歳」の年齢層が11人で全体の29.7%と最も多く、次いで「20～29歳」、「30～39歳」及び「50～59歳」のそれぞれ7人(18.9%)などの順となっている。

死亡原因を年齢別にみると、「負傷」による死亡では、「50～59歳」が6人で全体の37.5%を占め、次いで「20～29歳」、「30～39歳」のそれぞれ4人(25.0%)、「40～49歳」及び「60歳以上」のそれぞれ1人(6.3%)の順となっている。

「疾病」による死亡では、「40～49歳」が4人で全体の36.4%と最も多く、次いで「60歳以上」の3人(27.3%)、「20～29歳」の2人(18.2%)、「30～39歳」及び「50～59歳」のそれぞれ1人(9.1%)の順となっている。

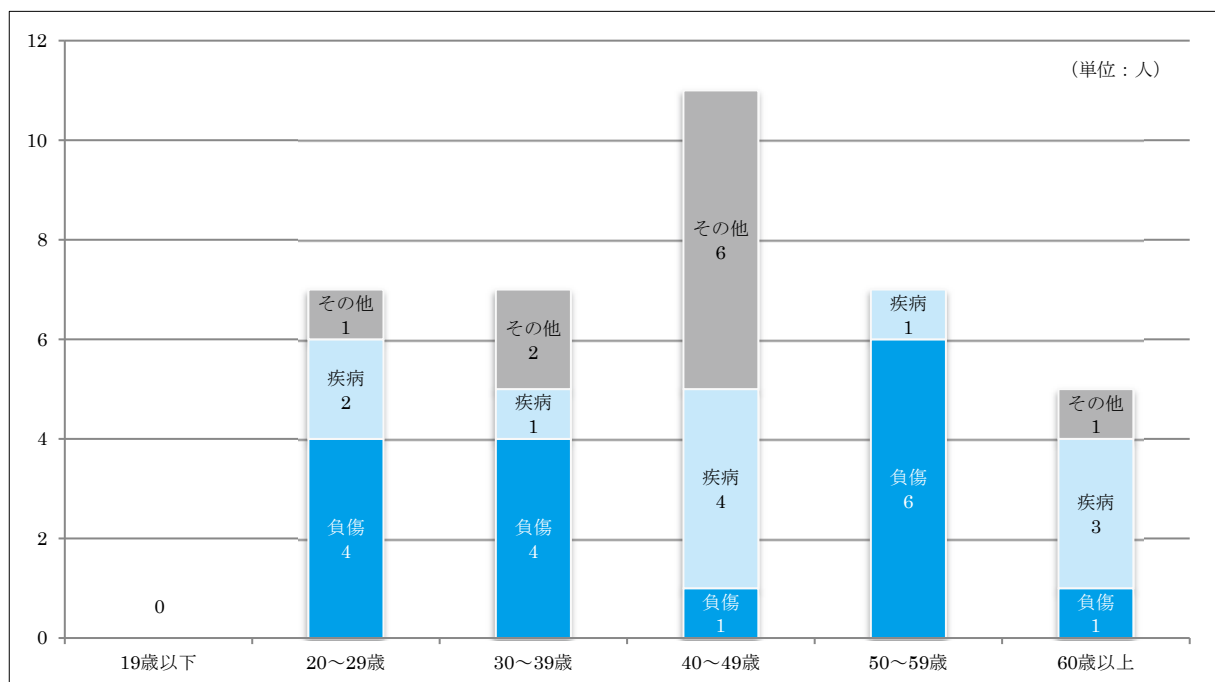
「その他の死亡」では、「40～49歳」が6人で全体の60.0%と最も多く、次いで「30～39歳」の2人(20.0%)、「20～29歳」及び「60歳以上」のそれぞれ1人(10.0%)の順となっている。

表14 年齢段階別・傷病区分別公務上死亡者数

(人)

	負傷	疾病	その他の死亡	合計
19歳以下	-	-	-	-
20～29歳	4 (25.0%)	2 (18.2%)	1 (10.0%)	7 (18.9%)
30～39歳	4 (25.0%)	1 (9.1%)	2 (20.0%)	7 (18.9%)
40～49歳	1 (6.3%)	4 (36.4%)	6 (60.0%)	11 (29.7%)
50～59歳	6 (37.5%)	1 (9.1%)	-	7 (18.9%)
60歳以上	1 (6.3%)	3 (27.3%)	1 (10.0%)	5 (13.5%)
合計	16 (100.0%)	11 (100.0%)	10 (100.0%)	37 (100.0%)

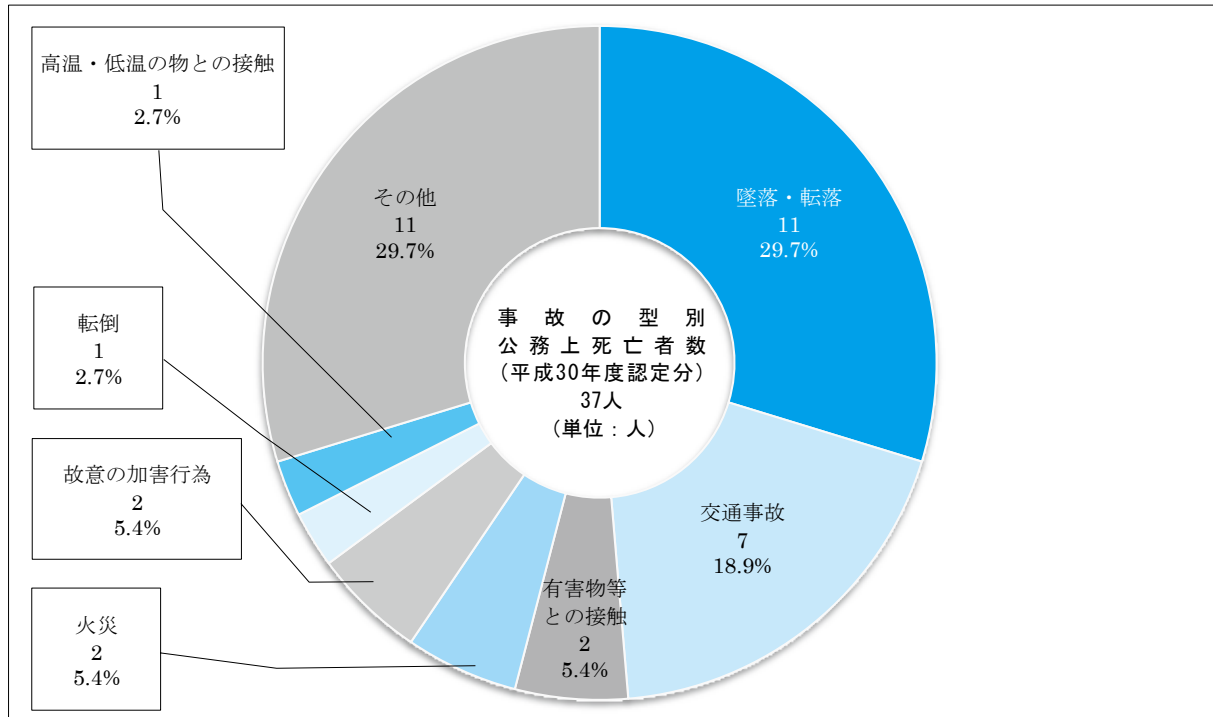
図15 年齢段階別・傷病区分別公務上死亡者数



(5) 事故の型別 [統計表 第11表 参照] ※「事故の型」の説明等については、43・44ページを参照

平成30年度の公務上死亡者数を事故の型別にみると、「その他」を除くと「墜落・転落」が11人で全体の29.7%と最も多く、次いで「交通事故」の7人(18.9%)、「有害物等との接触」、「火災」及び「故意の加害行為」のそれぞれ2人(5.4%)などの順となっている。

図16 事故の型別公務上死亡者数



過去5年間の合計でみると、「その他」を除くと「墜落・転落」が39人で全体の20.2%と最も多く、次いで「交通事故」の18人(9.3%)、「有害物等との接触」の14人(7.3%)、「おぼれ」の7人(3.6%)などの順となっている。

表15 事故の型別公務上死亡者数の推移

(人)

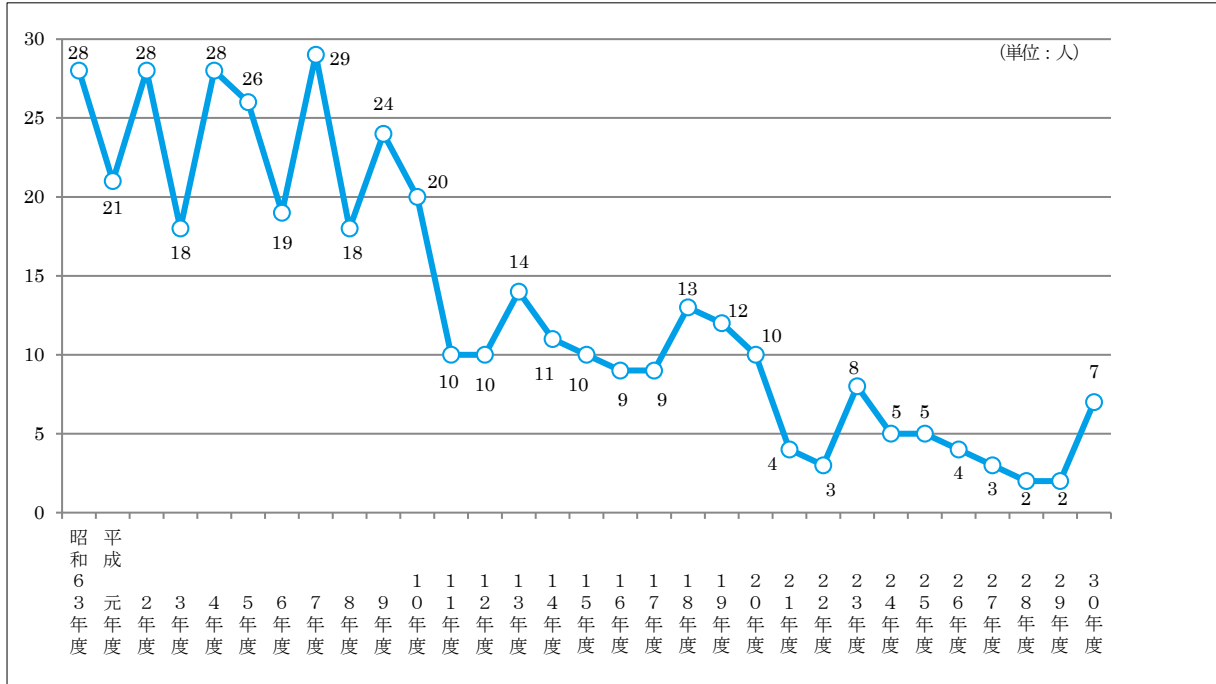
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	合計	構成比
墜落・転落	1	6	14	7	11	39	20.2%
交通事故	4	3	2	2	7	18	9.3%
有害物等との接触	2	2	5	3	2	14	7.3%
おぼれ	2	2	1	2	-	7	3.6%
激突	2	-	-	1	-	3	1.6%
はさまれ・巻き込まれ	1	1	-	1	-	3	1.6%
高温・低温の物との接触	-	-	1	1	1	3	1.6%
火災	-	-	-	1	2	3	1.6%
故意の加害行為	-	1	-	-	2	3	1.6%
転倒	-	-	-	1	1	2	1.0%
崩壊・倒壊	1	-	-	-	-	1	0.5%
その他	22	26	22	16	11	97	50.3%
合計	35	41	45	35	37	193	100.0%

(6) 交通事故による公務上死亡災害の状況 [統計表 第12表、第13表 参照]

平成30年度の交通事故による公務上死亡者数は7人で、前年度に比べ5人増加した。

また、昭和63年度から平成30年度までの交通事故による公務上死亡者数は、平成7年度の29人をピークとして、その後多少の増減はあるものの減少傾向であったが、平成30年度は大幅に増加している。

図17 交通事故による公務上死亡者数の推移



平成30年度の交通事故による公務上死亡者7人を職員区別にみると、「警察職員」及び「その他の職員」となっている。

また、勤務態様別にみると、「出張中」が3人で全体の42.9%と最も多く、「職務遂行中」及び「通勤途上」がそれぞれ2人(28.6%)となっている。

図18 職員区別交通事故による公務上死亡者数

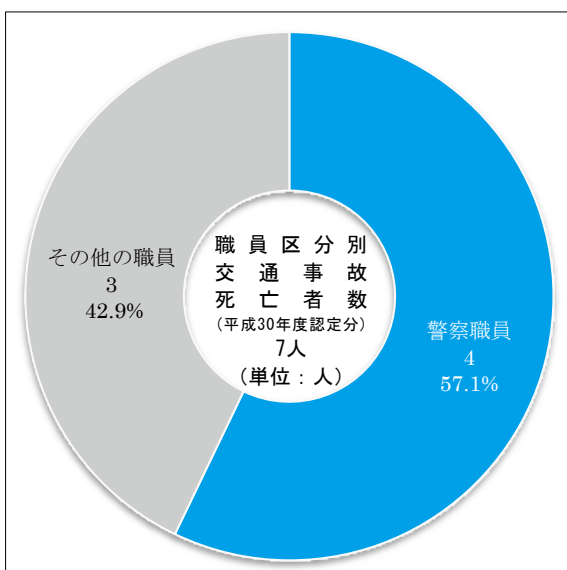
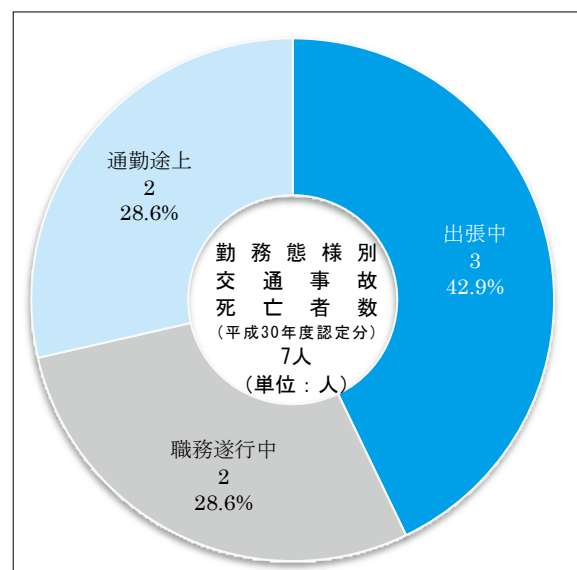


図19 勤務態様別交通事故による公務上死亡者数



### 3 公務災害発生割合の高い職種の公務災害認定状況

#### (1) 概要 【統計表 第5表～第7表 参照】

平成30年度の公務災害認定件数を被災職員の職種別にみると、「その他の職員」を除くと「教育公務員」が7,151件で全体の27.0%と最も多く、次いで「警察官」の5,916件(22.3%)、「看護師」の2,945件(11.1%)、「消防吏員」の1,331件(5.0%)、「医師・歯科医師」の954件(3.6%)などの順となっている。

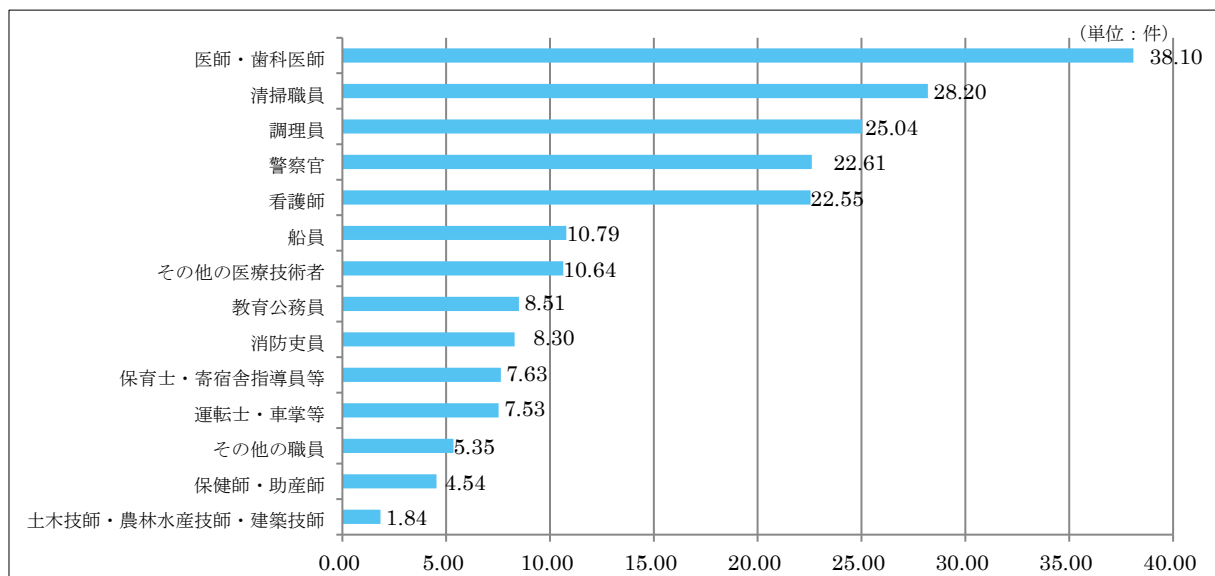
また、千人率をみると、「医師・歯科医師」が38.10件で最も高く、次いで「清掃職員」の28.20件、「調理員」の25.04件、「警察官」の22.61件、「看護師」の22.55件などの順となっている。

表16 職種別公務災害認定状況

職 種	公務災害認定件数 (件)	構成比 (%)	対象職員数 (人)	千人率 (件)
医 師 ・ 歯 科 医 師	954 -	3.6	25,042	38.10
看 護 師	2,945 -	11.1	130,601	22.55
保 健 師 ・ 助 産 師	176 -	0.7	38,784	4.54
そ の 他 の 医 療 技 術 者	442 -	1.7	41,548	10.64
保 育 士 ・ 寄 宿 舎 指 導 員 等	737 (1)	2.8	96,571	7.63
船 員	24 -	0.1	2,225	10.79
土 木 技 師 ・ 農 林 水 産 技 師 ・ 建 築 技 師	252 -	1.0	137,043	1.84
調 理 員	563 -	2.1	22,488	25.04
運 転 士 ・ 車 掌 等	118 -	0.4	15,673	7.53
教 育 公 務 員	7,151 (4)	27.0	840,482	8.51
警 察 官	5,916 (9)	22.3	261,655	22.61
消 防 吏 員	1,331 (10)	5.0	160,439	8.30
清 掃 職 員	909 (2)	3.4	32,233	28.20
そ の 他 の 職 員	4,999 (11)	18.9	933,971	5.35
合 計	26,517 (37)	100.0	2,738,755	9.68

※ ( ) 内は死亡者数で内数

図20 職種別公務災害千人率



(2) 医師・歯科医師 [統計表 第5表～第7表 参照]

平成30年度における「医師・歯科医師」の公務災害認定件数は954件で全体の3.6%を占めている。千人率でみると38.10件で、他の職種と比較して最も高い数値となっている。

年度別にみると、平成21年度から平成30年度までの10年間では、平成29年度が957件で最も多く、同年度の公務災害全体の3.7%を占め、次いで平成30年度の954件(同3.6%)平成28年度の943件(同3.7%)などの順となっている。

過去10年間の千人率でみると、平成29年度が38.45件で最も高く、次いで平成30年度の38.10件、平成28年度の37.96件などの順となっており、公務災害認定件数及び千人率は増加傾向にあったが、平成30年度は減少している。

図21 医師・歯科医師の年度別公務災害認定状況

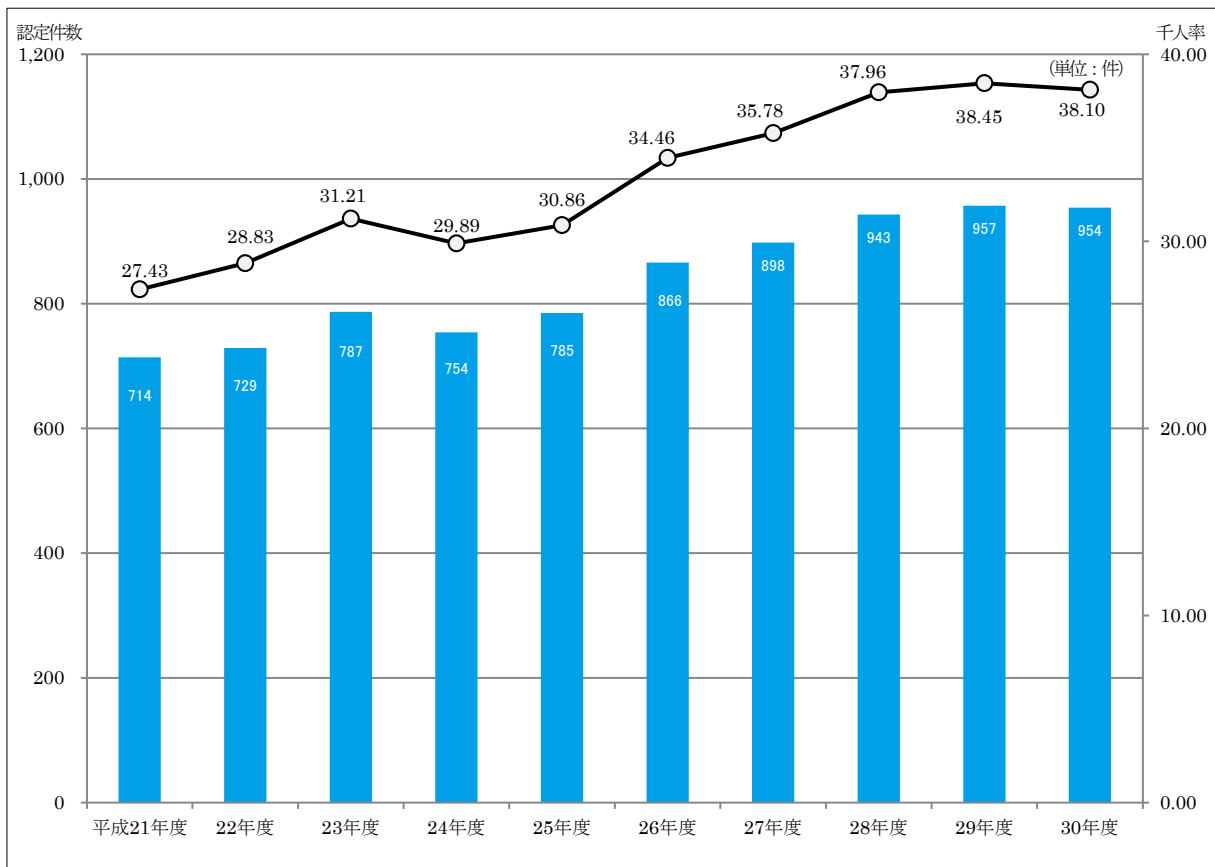


表17 医師・歯科医師の公務災害認定件数等の推移

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
認定件数	714	729	787	754	785	866	898	943	957	954
構成比	2.8%	2.9%	3.1%	3.0%	3.1%	3.4%	3.6%	3.7%	3.7%	3.6%
対象職員数	26,029	25,286	25,213	25,224	25,438	25,128	25,100	24,845	24,892	25,042
千人率	27.43	28.83	31.21	29.89	30.86	34.46	35.78	37.96	38.45	38.10

次に認定事由別でみると、平成30年度の「負傷」は887件で医師・歯科医師の公務災害認定件数全体の93.0%を占め、「負傷による疾病」は13件(1.4%)、「その他の疾病」は54件(5.7%)となっている。

さらに詳細にみると、「負傷」では、「自己の職務遂行中」が864件で全体の97.4%と最も多く、

次いで「出張中又は赴任途上」の8件(0.9%)などの順となっている。

「その他の疾病」では、「その他」を除くと「眼疾患」が13件で全体の24.1%と最も多く、次いで「職業病」の5件(9.3%)、「肝臓疾患」の4件(7.4%)などの順となっている。

表18 医師・歯科医師の公務災害認定事由別件数の推移

(件)

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
負傷	自己の職務遂行中	775	814	856	881	864
	訓練中	-	-	-	-	-
	担当外の職務遂行中	-	-	-	-	1
	出張中又は赴任途上	7	11	7	10	8
	出退勤途上(公務上のもの)	4	6	3	2	6
	レクリエーション参加中	-	1	1	-	2
	設備の不完全又は管理上の不注意	1	1	1	-	-
	職務遂行に伴う怨恨	-	-	-	-	-
	その他	3	4	5	-	6
	小計	790	837	873	893	887
負傷による疾病		9	20	28	18	13
その他の疾病	職業病	1	1	1	1	5
	脳疾患	2	-	-	-	1
	心疾患	-	3	-	-	1
	精神疾患	-	1	1	-	-
	呼吸器疾患	6	3	3	5	-
	肝臓疾患	13	5	5	5	4
	胸腹部臓器疾患(肝臓疾患除く)	-	-	-	-	-
	食中毒	-	-	-	-	-
	腰痛	-	-	-	-	-
	頸肩腕症候群	-	-	-	-	-
	皮膚病	-	3	1	1	1
	眼疾患	10	10	6	6	13
	耳疾患	1	-	-	-	-
	鼻疾患	-	-	-	-	-
その他	34	15	25	28	29	
小計	67	41	42	46	54	
その他の死亡		-	-	-	-	-
合計		866	898	943	957	954

※出退勤途上の負傷は通勤災害となるが、深夜に勤務が開始又は終了した場合等には公務上のものとして取り扱われる。

### (3) 清掃職員 [統計表 第5表～第7表 参照]

平成30年度における「清掃職員」の公務災害認定件数は909件で全体の3.4%を占めている。千人率でみると28.20件で、「医師・歯科医師」に次いで高い数値となっている。

年度別にみると、平成21年度から平成30年度までの10年間では、平成21年度が1,575件で最も多く、同年度の公務災害全体の6.2%を占め、次いで平成22年度の1,477件（同5.9%）、平成23年度の1,465件（同5.7%）などの順となっている。

過去10年間の千人率でみると、平成23年度が35.35件で最も高く、次いで平成21年度の34.40件、平成22年度、平成24年度の34.04件などの順となっている。

近年では、公務災害認定件数及び公務災害全体に占める割合は減少傾向にあり、平成30年度は千人率も減少している。

図22 清掃職員の年度別公務災害認定状況

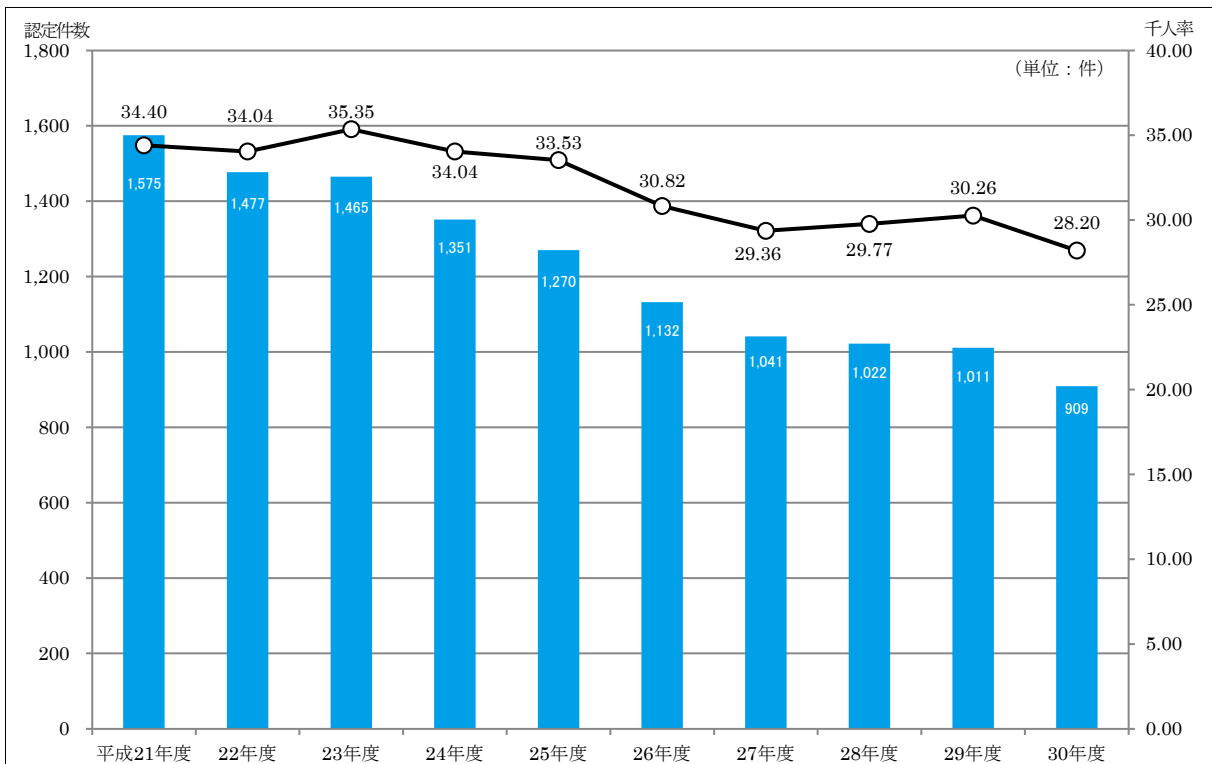


表19 清掃職員の公務災害認定件数等の推移

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
認定件数	1,575	1,477	1,465	1,351	1,270	1,132	1,041	1,022	1,011	909
構成比	6.2%	5.9%	5.7%	5.3%	5.0%	4.5%	4.2%	4.0%	3.9%	3.4%
対象職員数	45,781	43,393	41,445	39,685	37,873	36,731	35,453	34,326	33,413	32,233
千人率	34.40	34.04	35.35	34.04	33.53	30.82	29.36	29.77	30.26	28.20

次に認定事由別でみると、平成30年度の「負傷」は762件で清掃職員の公務災害認定件数全体の83.8%を占め、「負傷による疾病」は45件（5.0%）、「その他の疾病」は102件（11.2%）となっている。

さらに詳細にみると、「負傷」では、「自己の職務遂行中」が725件で全体の95.1%と最も多く、次いで「出張中又は赴任途上」の30件(3.9%)などの順となっている。

「その他の疾病」では、「その他」を除くと「眼疾患」が19件で全体の18.6%と最も多く、次いで「皮膚病」の18件(17.6%)、「職業病」の12件(11.8%)、「腰痛」の11件(10.8%)などの順となっている。なお、「眼疾患」及び「皮膚病」については、他の職種と比べ発生割合が高くなっている。

表20 清掃職員の公務災害認定事由別件数の推移

(件)

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
負傷	自己の職務遂行中	949	839	862	837	725
	訓練中	-	-	-	-	-
	担当外の職務遂行中	1	-	-	1	1
	出張中又は赴任途上	18	27	15	16	30
	出退勤途上(公務上のもの)	1	3	8	1	4
	レクリエーション参加中	1	5	2	3	-
	設備の不完全又は管理上の不注意	1	-	-	2	1
	職務遂行に伴う怨恨	1	-	-	-	-
	その他	-	1	3	1	1
小計	972	875	890	861	762	
負傷による疾病		68	61	61	58	45
その他の疾病	職業病	-	1	-	2	12
	脳疾患	-	-	-	-	-
	心疾患	-	-	-	-	-
	精神疾患	-	-	-	-	-
	呼吸器疾患	1	-	1	1	-
	肝臓疾患	-	-	-	-	-
	胸腹部臓器疾患(肝臓疾患除く)	-	-	-	-	-
	食中毒	-	-	-	-	-
	腰痛	7	14	13	14	11
	頸肩腕症候群	1	-	-	-	-
	皮膚病	13	32	23	23	18
	眼疾患	38	36	22	33	19
	耳疾患	1	1	-	-	1
鼻疾患	-	-	-	-	-	
その他	31	20	12	19	41	
小計	92	104	71	92	102	
その他の死亡		-	1	-	-	-
合計		1,132	1,041	1,022	1,011	909

※出退勤途上の負傷は通勤災害となるが、深夜に勤務が開始又は終了した場合等には公務上のものとして取り扱われる。



#### (4) 調理員 [統計表 第5表～第7表 参照]

平成30年度における「調理員」の公務災害認定件数は563件で全体の2.1%を占めている。千人率でみると25.04件で、「医師・歯科医師」「清掃職員」に次いで3番目に高い数値となっている。

年度別にみると、平成21年度から平成30年度までの10年間では、平成21年度が1,102件で最も多く、同年度の公務災害全体の4.4%を占め、次いで平成22年度の1,049件（同4.2%）、平成23年度の938件（同3.6%）などの順となっている。

過去10年間の千人率でみると、平成22年度が27.13件で最も高く、次いで平成23年度の26.28件、平成21年度の26.07件などの順となっている。

近年では、公務災害認定件数は減少傾向、千人率は横ばいである。

図23 調理員の年度別公務災害認定状況

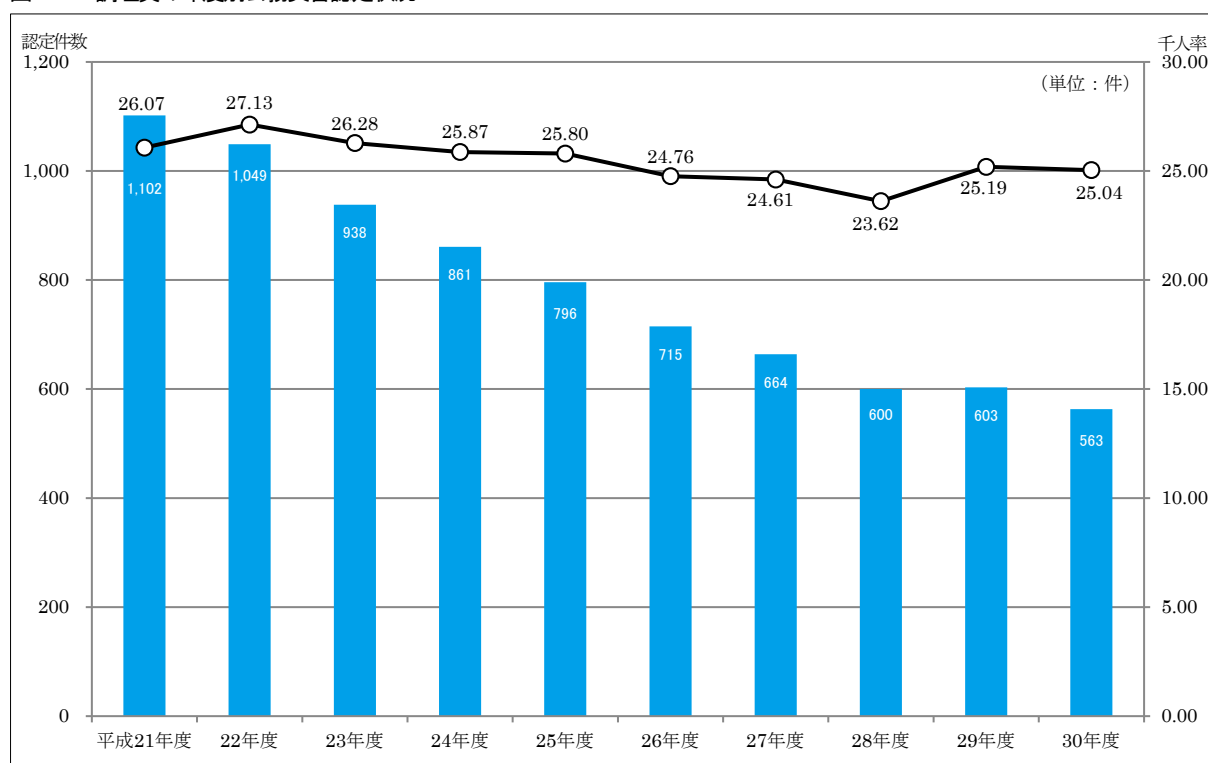


表21 調理員の公務災害認定件数等の推移

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
認定件数	1,102	1,049	938	861	796	715	664	600	603	563
構成比	4.4%	4.2%	3.6%	3.4%	3.1%	2.8%	2.7%	2.4%	2.3%	2.1%
対象職員数	42,265	38,660	35,690	33,282	30,851	28,878	26,976	25,406	23,939	22,488
千人率	26.07	27.13	26.28	25.87	25.80	24.76	24.61	23.62	25.19	25.04

次に認定事由別でみると、平成30年度の「負傷」は547件で調理員の公務災害認定件数全体の97.2%を占め、「負傷による疾病」は9件（1.6%）、「その他の疾病」は7件（1.2%）となっている。

さらに詳細にみると、「負傷」では、「自己の職務遂行中」が537件で全体の98.2%と最も多く、次いで「出張中又は赴任途上」の6件（1.1%）、「出退勤途上（公務上のもの）」の2件（0.4%）などの順となっている。

「その他の疾病」では、「その他」を除くと「職業病」が2件で全体の28.6%と最も多く、次いで「眼疾患」が1件（14.3%）の順となっている。

表 2 2 調理員の公務災害認定事由別件数の推移

(件)

		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
負傷	自己の職務遂行中	687	638	565	579	537
	訓練中	1	-	-	-	-
	担当外の職務遂行中	-	-	-	-	-
	出張中又は赴任途上	5	4	5	1	6
	出退勤途上（公務上のもの）	3	-	4	1	2
	レクリエーション参加中	-	-	2	-	1
	設備の不完全又は管理上の不注意	3	1	2	-	1
	職務遂行に伴う怨恨	-	-	-	-	-
	その他	-	2	-	-	-
	小計	699	645	578	581	547
負傷による疾病		6	8	10	5	9
その他の疾病	職業病	-	1	1	2	2
	脳疾患	-	-	-	-	-
	心疾患	-	-	-	-	-
	精神疾患	-	-	-	-	-
	呼吸器疾患	-	-	-	-	-
	肝臓疾患	-	-	-	-	-
	胸腹部臓器疾患（肝臓疾患除く）	-	-	-	-	-
	食中毒	-	-	-	-	-
	腰痛	2	3	4	2	-
	頸肩腕症候群	-	-	1	-	-
	皮膚病	-	1	-	-	-
	眼疾患	3	3	4	8	1
	耳疾患	-	-	-	-	-
	鼻疾患	-	-	-	-	-
	その他	5	3	2	5	4
小計	10	11	12	17	7	
その他の死亡		-	-	-	-	-
合計		715	664	600	603	563

※出退勤途上の負傷は通勤災害となるが、深夜に勤務が開始又は終了した場合等には公務上のものとして取り扱われる。

## (5) 警察官 [統計表 第5表～第7表 参照]

平成30年度における「警察官」の公務災害認定件数は5,916件で全体の22.3%を占めている。千人率でみると22.61件で、「医師・歯科医師」「清掃職員」「調理員」に次いで4番目に高い数値となっている。

年度別にみると、平成21年度から平成30年度までの10年間では、平成30年度が5,916件で最も多く、同年度の公務災害全体の22.3%を占め、次いで平成29年度が5,776件（同22.0%）、平成24年度の5,649件（同22.1%）などの順となっている。

過去10年間の千人率でみると、平成30年度が22.61件で最も高く、次いで平成29年度の22.18件、平成24年度の22.09件などの順となっている。

公務災害認定件数及び千人率は、平成28年度から増加傾向となっている。

図24 警察官の年度別公務災害認定状況

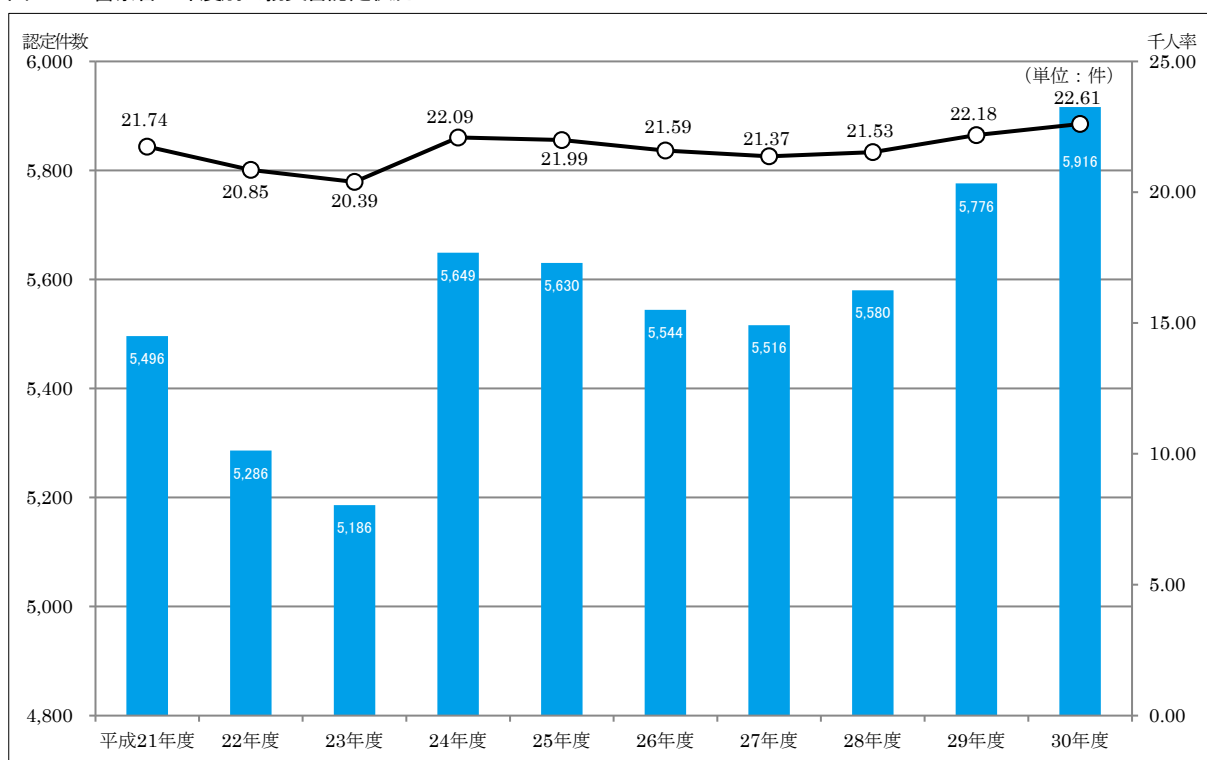


表23 警察官の公務災害認定件数等の推移

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
認定件数	5,496	5,286	5,186	5,649	5,630	5,544	5,516	5,580	5,776	5,916
構成比	21.8%	21.0%	20.2%	22.1%	22.0%	21.9%	22.2%	22.0%	22.0%	22.3%
対象職員数	252,845	253,510	254,318	255,734	256,026	256,828	258,076	259,158	260,431	261,655
千人率	21.74	20.85	20.39	22.09	21.99	21.59	21.37	21.53	22.18	22.61

次に認定事由別でみると、平成30年度の「負傷」は5,771件で警察官の公務災害認定件数全体の97.5%を占め、「負傷による疾病」は45件（0.8%）、「その他の疾病」は100件（1.7%）となっている。

さらに詳細にみると、「負傷」では、「訓練中」が2,871件で全体の49.7%と最も多く、次いで「自

己の職務遂行中」の2,520件(43.7%)、「出張中又は赴任途上」の272件(4.7%)などの順となっている。なお、「訓練中」による負傷の発生割合が最も高い職種となっている。

「その他の疾病」では、「その他」を除くと「腰痛」が16件で全体の16.0%と最も多く、次いで「眼疾患」の7件(7.0%)、「職業病」、「呼吸器疾患」及び「耳疾患」のそれぞれ3件(3.0%)などの順となっている。

表2.4 警察官の公務災害認定事由別件数の推移

(件)

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
負傷	自己の職務遂行中	2,269	2,243	2,431	2,420	2,520
	訓練中	2,454	2,476	2,476	2,615	2,871
	担当外の職務遂行中	-	2	1	4	5
	出張中又は赴任途上	465	476	320	385	272
	出退勤途上(公務上のもの)	47	44	39	53	45
	レクリエーション参加中	4	7	10	10	8
	設備の不完全又は管理上の不注意	3	1	-	1	1
	職務遂行に伴う怨恨	-	1	-	1	1
	その他	107	127	139	128	48
	小計	5,349	5,377	5,416	5,617	5,771
負傷による疾病		54	41	28	38	45
その他の疾病	職業病	5	7	1	1	3
	脳疾患	4	2	1	-	1
	心疾患	1	3	2	1	-
	精神疾患	2	1	4	5	-
	呼吸器疾患	26	3	5	6	3
	肝臓疾患	-	-	2	-	-
	胸腹部臓器疾患(肝臓疾患除く)	1	11	-	-	-
	食中毒	-	-	-	-	-
	腰痛	17	14	17	17	16
	頸肩腕症候群	-	-	4	-	-
	皮膚病	2	1	1	5	2
	眼疾患	-	5	1	4	7
	耳疾患	2	3	2	1	3
	鼻疾患	-	-	-	-	1
	その他	79	48	96	80	64
小計	139	98	136	120	100	
その他の死亡		2	-	-	1	-
合計		5,544	5,516	5,580	5,776	5,916

※出退勤途上の負傷は通勤災害となるが、深夜に勤務が開始又は終了した場合等には公務上のものとして取り扱われる。

(6) 看護師 [統計表 第5表～第7表 参照]

平成30年度における「看護師」の公務災害認定件数は2,945件で全体の11.1%を占めている。千人率でみると22.55件で、「医師・歯科医師」「清掃職員」「調理員」「警察官」に次いで5番目に高い数値となっている。

年度別にみると、平成21年度から平成30年度までの10年間では、平成30年度が2,945件で最も多く、同年度の公務災害全体の11.1%を占め、次いで平成27年度の2,819件(同11.4%)、平成29年度の2,810件(同10.7%)などの順となっている。

過去10年間の千人率でみると、平成30年度が22.55件で最も高く、次いで平成27年度の21.49件、平成29年度の21.47件などの順となっており、平成30年度は公務災害認定件数及び千人率ともに昨年度に続き増加している。

図25 看護師の年度別公務災害認定状況

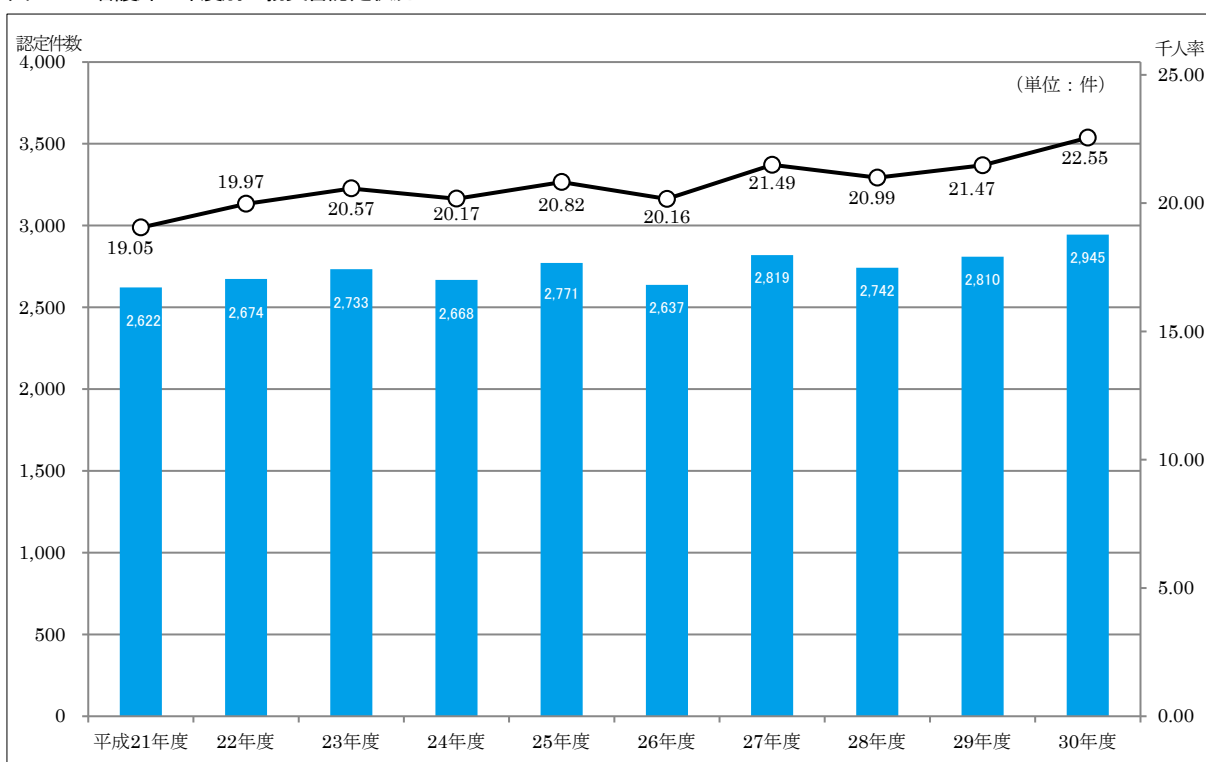


表25 看護師の公務災害認定件数等の推移

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
認定件数	2,622	2,674	2,733	2,668	2,771	2,637	2,819	2,742	2,810	2,945
構成比	10.4%	10.6%	10.6%	10.5%	10.8%	10.4%	11.4%	10.8%	10.7%	11.1%
対象職員数	137,629	133,920	132,894	132,245	133,083	130,827	131,200	130,619	130,895	130,601
千人率	19.05	19.97	20.57	20.17	20.82	20.16	21.49	20.99	21.47	22.55

次に認定事由別でみると、平成30年度の「負傷」は2,733件で看護師の公務災害認定件数全体の92.8%を占め、「負傷による疾病」は38件(1.3%)、「その他の疾病」は174件(5.9%)となっている。

さらに詳細にみると、「負傷」では、「自己の職務遂行中」が2,675件で全体の97.9%と最も多く、次いで「出張中又は赴任途上」及び「出退勤途上（公務上のもの）」のそれぞれ21件（0.8%）などの順となっている。

「その他の疾病」では、「その他」を除くと「眼疾患」が32件で全体の18.4%と最も多く、次いで「職業病」の26件（14.9%）、「皮膚病」の20件（11.5%）などの順となっている。

表26 看護師の公務災害認定事由別件数の推移

(件)

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
負傷	自己の職務遂行中	2,276	2,535	2,429	2,499	2,675
	訓練中	2	1	-	-	-
	担当外の職務遂行中	-	-	-	-	-
	出張中又は赴任途上	11	15	12	11	21
	出退勤途上（公務上のもの）	39	24	29	22	21
	レクリエーション参加中	5	7	4	4	3
	設備の不完全又は管理上の不注意	1	1	2	-	1
	職務遂行に伴う怨恨	1	-	2	-	-
	その他	8	11	9	8	12
	小計	2,343	2,594	2,487	2,544	2,733
負傷による疾病		60	67	77	69	38
その他の疾病	職業病	6	5	23	16	26
	脳疾患	-	-	-	-	-
	心疾患	-	-	-	-	-
	精神疾患	1	1	2	1	-
	呼吸器疾患	48	11	31	32	13
	肝臓疾患	22	6	7	5	-
	胸腹部臓器疾患（肝臓疾患除く）	2	4	1	-	-
	食中毒	-	-	-	-	-
	腰痛	19	16	14	13	11
	頸肩腕症候群	-	-	-	-	-
	皮膚病	7	26	14	5	20
	眼疾患	28	35	11	24	32
	耳疾患	-	1	-	-	-
	鼻疾患	-	-	-	-	-
その他	101	53	75	101	72	
小計	234	158	178	197	174	
その他の死亡		-	-	-	-	-
合計		2,637	2,819	2,742	2,810	2,945

※出退勤途上の負傷は通勤災害となるが、深夜に勤務が開始又は終了した場合等には公務上のものとして取り扱われる。

## 4 統計表

〈統計表目次〉

第 1 表	公務災害及び公務上死亡災害発生状況の推移	29
第 2 表	支部別・職員区分別公務災害認定件数	30
第 3 表	年度別公務災害認定件数	31
第 4 表	認定事由別・職員区分別公務災害認定件数	32
第 5 表	傷病区分別・職種別公務災害認定件数	33
第 6 表	認定事由別・職種別公務災害認定件数	34
第 7 表	認定事由別・職種別公務災害発生割合（千人率）	35
第 8 表	職員区分別・団体区分別公務上死亡者数	36
第 9 表	認定事由別・職員区分別公務上死亡者数	37
第 10 表	年齢段階別・職員区分別公務上死亡者数	38
第 11 表	事故の型別・職員区分別公務上死亡者数	39
第 12 表	交通事故による公務上死亡者数	40
第 13 表	職員区分別・勤務態様別交通事故による公務上死亡者数	41

第1表 公務災害及び公務上死亡災害発生状況の推移

認定年度	公務災害 認定件数 (件) (A)	一般常勤 職員数 (人) (4月1日現在) (B)	公務災害 千人率 (職員千人当たり・件) (A) / (B) ×1,000	公務上 死亡者数 (人) (C)	公務災害 死亡率 (職員10万人当たり・人) (C) / (B) ×100,000
昭和63年度	28,582	3,215,470	8.89	70	2.18
平成元年	28,273	3,218,752	8.78	70	2.17
2年	27,804	3,228,318	8.61	78	2.42
3年	28,421	3,241,911	8.77	61	1.88
4年	27,869	3,254,291	8.56	70	2.15
5年	27,604	3,270,841	8.44	49	1.50
6年	27,128	3,282,492	8.26	70	2.13
7年	27,852	3,278,332	8.50	75	2.29
8年	27,734	3,274,481	8.47	58	1.77
9年	27,986	3,267,118	8.57	65	1.99
10年	28,223	3,249,494	8.69	61	1.88
11年	27,754	3,232,153	8.59	46	1.42
12年	28,287	3,204,292	8.83	43	1.34
13年	28,922	3,171,532	9.12	43	1.36
14年	28,501	3,144,323	9.06	45	1.43
15年	29,205	3,117,004	9.37	50	1.60
16年	28,849	3,083,597	9.36	50	1.62
17年	28,387	3,042,122	9.33	53	1.74
18年	28,195	3,001,475	9.39	53	1.77
19年	27,346	2,954,712	9.26	46	1.56
20年	26,525	2,902,843	9.14	46	1.58
21年	25,256	2,858,654	8.83	38	1.33
22年	25,186	2,818,455	8.94	32	1.14
23年	25,714	2,792,448	9.21	314	11.24
24年	25,507	2,774,250	9.19	51	1.84
25年	25,542	2,757,942	9.26	38	1.38
26年	25,312	2,745,644	9.22	35	1.27
27年	24,833	2,740,082	9.06	41	1.50
28年	25,358	2,739,041	9.26	45	1.64
29年	26,211	2,744,438	9.55	35	1.28
30年	26,517	2,738,755	9.68	37	1.35

(注1) 公務上死亡者数は認定年度による死亡者数であり、地方公務員災害補償基金「地方公務員の公務上死亡災害の発生状況」等による。

(注2) 平成23年度以降は、東日本大震災に起因する公務上死亡者を含む。

(注3) 一般常勤職員数は、総務省(旧自治省)「地方公務員給与の実態」各年版による。(平成26年度までは教育長を含む)

(注4) 公務災害死亡率(10万人当たり・人)は、小数点以下第3位を四捨五入して算出した。



第2表 支部別・職員区分別公務災害認定件数

(件)

			義務教育 学校職員	義務教育 学校職員 以外の 教育職員	警察職員	消防職員	電 気・ 水 道 事 業 員 ガ ス 職 員	運 輸 事 業 員 職 員	清 掃 事 業 員 職 員	船 員	その 他 の 職 員	合 計
北海道			228	127	249	76	6	1	7	1	531	1,226
青森県			53	27	43	19	-	-	-	-	143	285
岩手県			75	51	46	12	6	-	3	2	302	497
宮城県			61	52	65	20	3	-	3	-	149	353
秋田県			31	29	50	22	2	-	1	1	149	285
山形県			73	72	75	18	11	-	2	-	218	469
福島県			80	89	43	24	5	-	1	2	171	415
茨城県			49	21	74	27	3	-	3	-	139	316
栃木県			41	32	60	20	-	-	2	-	82	237
群馬県			96	75	102	34	9	-	5	-	106	427
埼玉県			282	164	260	38	6	-	10	-	262	1,022
千葉県			121	85	314	44	12	-	14	1	216	807
東京都			384	193	852	63	16	25	129	-	603	2,265
神奈川県			173	156	338	33	12	-	50	-	208	970
新潟県			96	62	106	26	16	-	3	1	157	467
富山県			49	26	35	22	5	-	6	2	149	294
石川県			46	29	43	16	1	-	6	-	98	239
福井県			43	25	33	11	-	-	-	1	79	192
山梨県			22	11	35	12	1	-	3	-	69	153
長野県			95	66	108	28	2	-	-	-	252	551
岐阜県			81	40	86	24	2	-	9	-	223	465
静岡県			100	99	162	21	2	-	8	2	378	772
愛知県			203	121	300	69	19	-	19	-	241	972
三重県			82	77	69	30	8	-	13	1	152	432
滋賀県			44	49	37	16	1	-	2	-	124	273
京都府			37	45	131	14	2	-	10	-	120	359
大阪府			240	167	490	55	20	1	94	-	505	1,572
兵庫県			155	136	337	36	6	2	37	-	446	1,155
奈良県			73	96	57	22	1	-	33	-	195	477
和歌山県			31	55	62	23	5	-	10	-	88	274
鳥取県			41	30	23	9	-	-	1	-	103	207
島根県			77	20	43	5	1	1	1	-	202	350
岡山県			71	39	119	17	4	-	7	-	126	383
広島県			70	36	122	19	4	-	12	-	142	405
山口県			92	38	69	3	11	2	17	-	155	387
徳島県			22	26	30	8	4	-	11	-	63	164
香川県			26	35	77	6	7	-	12	-	76	239
愛媛県			16	9	64	16	2	-	6	-	74	187
高知県			42	30	47	10	1	-	6	-	88	224
福岡県			68	51	287	33	4	-	2	-	97	542
佐賀県			27	22	54	8	1	-	1	-	54	167
長崎県			45	38	88	6	2	1	11	1	131	323
熊本県			11	13	46	11	-	-	2	-	77	160
大分県			52	34	41	7	-	-	5	-	54	193
宮崎県			42	24	81	6	4	-	2	-	93	252
鹿児島県			47	22	72	17	1	2	2	5	90	258
沖縄県			43	27	92	15	-	-	2	1	108	288
札幌市			62	20	-	11	2	1	18	-	48	162
仙台市			49	9	-	7	3	1	-	-	74	143
さいたま市			55	10	-	6	-	-	2	-	53	126
千葉市			35	1	-	14	-	-	1	-	54	105
横浜市			166	23	-	49	7	14	74	-	198	531
川崎市			64	3	-	9	4	7	7	-	91	185
相模原市			47	2	-	8	-	-	9	-	19	85
新潟市			34	16	-	6	-	-	-	-	24	80
静岡市			30	8	-	15	1	-	1	-	34	89
浜松市			31	6	-	2	1	-	2	-	5	47
名古屋市			110	36	-	22	11	43	61	-	132	415
京都市			47	25	-	15	5	6	53	-	96	247
大阪市			139	81	-	33	5	10	70	-	104	442
堺市			50	1	-	5	3	-	1	-	30	90
神戸市			72	33	-	11	7	7	57	-	180	367
岡山市			34	4	-	5	-	-	16	-	39	98
広島市			53	26	-	16	7	-	5	-	42	149
北九州市			44	5	-	7	1	1	1	-	38	97
福岡市			30	5	-	5	1	4	2	-	21	68
熊本市			12	-	-	6	1	-	2	-	20	41
総計			5,100	3,085	6,017	1,323	287	129	965	21	9,590	26,517

(注) 市に特別区を含む。

第3表 年度別公務災害認定件数

(件)

	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
義務教育学校職員	4,092 16.2%	4,317 17.1%	4,331 16.8%	4,227 16.6%	4,412 17.3%	4,525 17.9%	4,370 17.6%	4,619 18.2%	4,883 18.6%	5,100 19.2%
義務教育学校職員 以外の教育職員	3,053 12.1%	3,195 12.7%	3,235 12.6%	3,131 12.3%	2,967 11.6%	3,053 12.1%	2,856 11.5%	2,992 11.8%	3,166 12.1%	3,085 11.6%
警察職員	5,580 22.1%	5,385 21.4%	5,291 20.6%	5,749 22.5%	5,745 22.5%	5,639 22.3%	5,621 22.6%	5,686 22.4%	5,875 22.4%	6,017 22.7%
消防職員	1,399 5.5%	1,431 5.7%	1,433 5.6%	1,471 5.8%	1,393 5.5%	1,321 5.2%	1,246 5.0%	1,308 5.2%	1,341 5.1%	1,323 5.0%
電気・ガス・水道 業職員	333 1.3%	372 1.5%	382 1.5%	353 1.4%	350 1.4%	322 1.3%	317 1.3%	281 1.1%	322 1.2%	287 1.1%
運輸事業職員	217 0.9%	174 0.7%	186 0.7%	197 0.8%	160 0.6%	211 0.8%	180 0.7%	213 0.8%	178 0.7%	129 0.5%
清掃事業職員	1,634 6.5%	1,565 6.2%	1,535 6.0%	1,409 5.5%	1,347 5.3%	1,196 4.7%	1,089 4.4%	1,062 4.2%	1,080 4.1%	965 3.6%
船員	18 0.1%	18 0.1%	14 0.1%	10 0.0%	14 0.1%	19 0.1%	18 0.1%	13 0.1%	14 0.1%	21 0.1%
その他の職員	8,930 35.4%	8,729 34.7%	9,307 36.2%	8,960 35.1%	9,154 35.8%	9,026 35.7%	9,136 36.8%	9,184 36.2%	9,352 35.7%	9,590 36.2%
合計	25,256	25,186	25,714	25,507	25,542	25,312	24,833	25,358	26,211	26,517

(注1) 上段は公務災害認定件数、下段は当該年度の公務災害認定件数全体に占める割合(小数点以下第2位を四捨五入して算出)である。

(注2) 通勤災害は含まない。

(注3) 公務災害認定件数には、公務上死亡災害を含む。

第4表 認定事由別・職員区分別公務災害認定件数

(件)

認定事由		職員区分										合計	構成比
		義務教育学校職員	義務教育学校職員以外の教育職員	警察職員	消防職員	電気・ガス・水道事業職員	運輸事業職員	清掃事業職員	船員	その他の職員			
負傷	自己の職務遂行中	4,473	2,700	2,611	827	200	94	770	13	7,601	19,289	72.7%	
	訓練中	3	-	2,870	154	-	-	-	-	16	3,043	11.5%	
	担当外の職務遂行中	2	2	5	9	-	-	1	-	3	22	0.1%	
	出張中又は赴任途上	363	225	276	74	60	-	33	5	1,045	2,081	7.8%	
	出退勤途上 (公務上のもの)	36	22	45	32	2	20	5	-	87	249	0.9%	
	レクリエーション参加中	26	13	10	6	3	1	-	-	137	196	0.7%	
	設備の不完全又は 管理上の不注意	8	3	1	1	-	1	1	-	8	23	0.1%	
	職務遂行に伴う怨恨	2	-	1	-	-	-	-	-	6	9	0.0%	
	その他	32	15	52	8	-	1	1	-	51	160	0.6%	
計		4,945	2,980	5,871	1,111	265	117	811	18	8,954	25,072	94.6%	
負傷による疾病		75	46	45	23	4	6	47	1	140	387	1.5%	
その他の死亡	職業病	10	7	3	17	4	1	12	-	74	128	0.5%	
	脳疾患	5	2	1	-	-	-	-	-	2	10	0.0%	
	心疾患	1	-	-	-	-	-	-	-	2	3	0.0%	
	精神疾患	1	1	-	-	1	-	-	-	9	12	0.0%	
	呼吸器疾患	3	1	3	14	-	-	-	-	26	47	0.2%	
	肝臓疾患	-	-	-	-	-	-	-	-	7	7	0.0%	
	胸腹部臓器疾患 (肝臓疾患除く)	-	-	-	-	-	1	-	-	2	3	0.0%	
	食中毒	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	0.0%	
	腰痛	28	16	16	28	1	1	13	-	43	146	0.6%	
	頸肩腕症候群	1	1	-	-	-	-	-	-	-	2	0.0%	
	皮膚病	5	6	2	7	3	-	19	-	79	121	0.5%	
	眼疾患	5	8	8	7	2	-	20	-	82	132	0.5%	
	耳疾患	3	1	3	5	-	1	1	-	1	15	0.1%	
鼻疾患	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	0.0%		
その他	17	16	64	102	7	2	42	2	168	420	1.6%		
計		80	59	101	180	18	6	107	2	495	1,048	4.0%	
その他の死亡		-	-	-	9	-	-	-	-	1	10	0.0%	
合計		5,100	3,085	6,017	1,323	287	129	965	21	9,590	26,517	100.0%	

(注1) 出退勤途上の負傷は通勤災害となるが、深夜に勤務が開始又は終了した場合等には公務上のものとして取り扱われる。

(注2) 「その他の死亡」は、公務上の負傷又は疾病によらない死亡をいう。

(注3) 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入して算出した。

(注4) 「その他の疾病」は、「負傷による疾病」を除く疾病をいう。

第5表 傷病区分別・職種別公務災害認定件数

(件)

	医師・歯科医師	看護師	保健師・助産師	その他の技術者	保育士・寄宿舍指導員等	船員	土木・林業・水産・建築師	調理員	運転士・車掌等	教員	公務員	警察官	消防吏員	清掃職員	その他の職員	合計	構成比
負傷	887	2,733	162	380	703	21	243	547	110	6,940	5,771	1,118	762	4,695	25,072	94.6%	
負傷による疾病	13	38	1	10	18	1	3	9	5	98	45	23	45	78	387	1.5%	
その他の疾病	54	174	13	52	16	2	6	7	3	113	100	181	102	225	1,048	4.0%	
その他の死亡	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9	-	1	10	0.0%	
合計	954	2,945	176	442	737	24	252	563	118	7,151	5,916	1,331	909	4,999	26,517	100.0%	
構成比	3.6%	11.1%	0.7%	1.7%	2.8%	0.1%	1.0%	2.1%	0.4%	27.0%	22.3%	5.0%	3.4%	18.9%	100.0%		
対象職員数	25,042	130,601	38,784	41,548	96,571	2,225	137,043	22,488	15,673	840,482	261,655	160,439	32,233	933,971	2,738,755		
千人率	38.10	22.55	4.54	10.64	7.63	10.79	1.84	25.04	7.53	8.51	22.61	8.30	28.20	5.35	9.68		

(注1) 対象職員数は、総務省「地方公務員給与の実態」及び同「地方公共団体定員管理調査結果」による。

(注2) 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入して算出した。

(注3) 千人率は、小数点以下第3位を四捨五入して算出した。

第6表 認定事由別・職種別公務災害認定件数

(件)

	医師・ 歯科医師	看護師	保健師・ 助産師	その 他の 技術 者	保育士・ 寄宿舎指 導員等	船 員	技 術 職 業 者 （ 農 業 ・ 林 業 ・ 水 産 ・ 技 術 職 業 ）	調 理 員	運 転 士 ・ 掌 事 等	教 務 員	警 察 官	消 防 吏 員	清 掃 職 員	そ の 他 の 職 員	合 計	構 成 比	
負傷																	
自己の職務遂行中	864	2,675	130	369	660	18	147	537	90	6,277	2,520	832	725	3,445	19,289	72.7%	
訓練中	-	-	-	-	2	1	1	-	-	3	2,871	155	-	10	3,043	11.5%	
担当外の職務遂行中	1	-	-	-	-	-	-	-	-	2	5	9	1	4	22	0.1%	
出張中又は赴任途上	8	21	29	6	29	2	79	6	-	520	272	75	30	1,004	2,081	7.8%	
出退勤途上 （公務上のもの）	6	21	1	1	9	-	-	2	18	47	45	32	4	63	249	0.9%	
レクリエーション 参加中	2	3	-	3	1	-	15	1	-	34	8	6	-	123	196	0.7%	
設備の不備又は 管理上の不注意	-	1	-	-	1	-	-	1	1	9	1	1	1	7	23	0.1%	
職務遂行に伴う怨恨	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	1	-	-	6	9	0.0%	
その他	6	12	2	1	1	-	1	-	1	46	48	8	1	33	160	0.6%	
計	887	2,733	162	380	703	21	243	547	110	6,940	5,771	1,118	762	4,695	25,072	94.6%	
負傷による疾病	13	38	1	10	18	1	3	9	5	98	45	23	45	78	387	1.5%	
職業病	5	26	1	9	-	-	-	2	1	13	3	17	12	39	128	0.5%	
脳疾患	1	-	-	-	-	-	-	-	-	6	1	-	-	2	10	0.0%	
心疾患	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1	3	0.0%	
精神疾患	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	11	12	0.0%	
呼吸器疾患	-	13	-	3	2	-	-	-	-	4	3	14	-	8	47	0.2%	
肝臓疾患	4	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	0.0%	
胸腹部臓器疾患 （肝臓疾患除く）	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	2	3	0.0%	
食中毒	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1	0.0%	
腰痛	-	11	-	7	6	-	1	-	1	40	16	29	11	24	146	0.6%	
頸肩腕症候群	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	2	0.0%	
皮膚病	1	20	1	9	2	-	2	-	-	5	2	7	18	54	121	0.5%	
眼疾患	13	32	6	9	3	-	1	1	-	9	7	7	19	25	132	0.5%	
耳疾患	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	3	5	1	2	15	0.1%	
鼻疾患	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1	0.0%	
その他	29	72	5	12	3	2	2	4	-	27	64	102	41	57	420	1.6%	
計	54	174	13	52	16	2	6	7	3	113	100	181	102	225	1,048	4.0%	
その他の死亡	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9	-	1	10	0.0%	
合計	954	2,945	176	442	737	24	252	563	118	7,151	5,916	1,331	909	4,999	26,517	100.0%	
構成比	3.6%	11.1%	0.7%	1.7%	2.8%	0.1%	1.0%	2.1%	0.4%	27.0%	22.3%	5.0%	3.4%	18.9%	100.0%		

(注1) 出退勤途上の負傷は通勤災害となるが、深夜に勤務が開始又は終了した場合等には公務上のものとして取り扱われる。

(注2) 「その他の死亡」は、公務上の負傷又は疾病によらない死亡をいう。

(注3) 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入して算出した。

(注4) 「その他の疾病」は、「負傷による疾病」を除く疾病をいう。

第7表 認定事由別・職種別公務災害発生割合（千人率）

(件)

	医師・ 歯科医師	看護師	保健師・ 助産師	その 他 技術 者	保育士・ 宿舎指 導員等	船 員	土 木 技 師 水 産 技 師	技 林 技 師 調 理 員	運 転 士 掌 等	教 務 員	警 察 官	消 防 吏 員	清 掃 職 員	そ の 他 職 員	全 職 種
自己の職務遂行中	34.50	20.48	3.35	8.88	6.83	8.09	1.07	23.88	5.74	7.47	9.63	5.19	22.49	3.69	7.04
訓練中	-	-	-	-	0.02	0.45	0.01	-	-	0.00	10.97	0.97	-	0.01	1.11
担当外の職務遂行中	0.04	-	-	-	-	-	-	-	-	0.00	0.02	0.06	0.03	0.00	0.01
出張中又は赴任途上	0.32	0.16	0.75	0.14	0.30	0.90	0.58	0.27	-	0.62	1.04	0.47	0.93	1.07	0.76
出退勤途上 (公務上のもの)	0.24	0.16	0.03	0.02	0.09	-	-	0.09	1.15	0.06	0.17	0.20	0.12	0.07	0.09
レクリエーション 参加中	0.08	0.02	-	0.07	0.01	-	0.11	0.04	-	0.04	0.03	0.04	-	0.13	0.07
設備の不完全又は 管理上の不注意	-	0.01	-	-	0.01	-	-	0.04	0.06	0.01	0.00	0.01	0.03	0.01	0.01
職務遂行に伴う怨恨	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.00	0.00	-	-	0.01	0.00
その他	0.24	0.09	0.05	0.02	0.01	-	0.01	-	0.06	0.05	0.18	0.05	0.03	0.04	0.06
計	35.42	20.93	4.18	9.15	7.28	9.44	1.77	24.32	7.02	8.26	22.06	6.97	23.64	5.03	9.15
負傷による疾病	0.52	0.29	0.03	0.24	0.19	0.45	0.02	0.40	0.32	0.12	0.17	0.14	1.40	0.08	0.14
職業病	0.20	0.20	0.03	0.22	-	-	-	0.09	0.06	0.02	0.01	0.11	0.37	0.04	0.05
脳疾患	0.04	-	-	-	-	-	-	-	-	0.01	0.00	-	-	0.00	0.00
心疾患	0.04	-	-	-	-	-	-	-	-	0.00	-	-	-	0.00	0.00
精神疾患	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.00	-	-	-	0.01	0.00
呼吸器疾患	-	0.10	-	0.07	0.02	-	-	-	-	0.00	0.01	0.09	-	0.01	0.02
肝臓疾患	0.16	-	-	0.07	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.00
胸腹部臓器疾患 (肝臓疾患除く)	-	-	-	-	-	-	-	-	0.06	-	-	-	-	0.00	0.00
食中毒	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.00	-	-	-	-	0.00
腰痛	-	0.08	-	0.17	0.06	-	0.01	-	0.06	0.05	0.06	0.18	0.34	0.03	0.05
頸肩腕症候群	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.00	-	-	-	-	0.00
皮膚病	0.04	0.15	0.03	0.22	0.02	-	0.01	-	-	0.01	0.01	0.04	0.56	0.06	0.04
眼疾患	0.52	0.25	0.15	0.22	0.03	-	0.01	0.04	-	0.01	0.03	0.04	0.59	0.03	0.05
耳疾患	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.00	0.01	0.03	0.03	0.00	0.01
鼻疾患	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.00	-	-	-	0.00
その他	1.16	0.55	0.13	0.29	0.03	0.90	0.01	0.18	-	0.03	0.24	0.64	1.27	0.06	0.15
計	2.16	1.33	0.34	1.25	0.17	0.90	0.04	0.31	0.19	0.13	0.38	1.13	3.16	0.24	0.38
その他の死亡	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.06	-	0.00	0.00
合計	38.10	22.55	4.54	10.64	7.63	10.79	1.84	25.04	7.53	8.51	22.61	8.30	28.20	5.35	9.68
対象職員数(人)	25,042	130,601	38,784	41,548	96,571	2,225	137,043	22,488	15,673	840,482	261,655	160,439	32,233	933,971	2,738,755

(注1) 小数点以下第3位を四捨五入して算出した。

(注2) 出退勤途上の負傷は通勤災害となるが、深夜に勤務が開始又は終了した場合等には公務上のものとして取り扱われる。

(注3) 「その他の死亡」は、公務上の負傷又は疾病によらない死亡をいう。

(注4) 「その他の疾病」は、「負傷による疾病」を除く疾病をいう。

第8表 職員区分別・団体区分別公務上死亡者数

(人)

職員区分	団体区分					一部事務等	合計
	都道府県	指定都市	市・特別区	町	村		
義務教育学校職員	3	-	-	-	-	-	3
義務教育学校職員以外の教育職員	2	-	-	-	-	-	2
警察職員	9	-	-	-	-	-	9
消防職員	1	-	-	-	-	9	10
電気・ガス・水道事業職員	-	-	2	-	-	-	2
運輸事業職員	-	1	-	-	-	-	1
清掃事業職員	-	1	-	-	-	1	2
船	-	-	-	-	-	-	-
その他の職員	1	-	5	2	-	-	8
合計	16	2	7	2	10	-	37
構成比	43.2%	5.4%	18.9%	5.4%	27.0%	-	100.0%

(注) 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入して算出した。

第9表 認定事由別・職員区分別公務上死亡者数

(人)

職員区分 認定事由		義務教育 学校職員	義務教育 学校職員 以外の 教育職員	警察 職員	消防 職員	電気・ ガス・ 水道 事業 職員	運輸 事業 職員	清掃 事業 職員	船員	その他 の職員	合計	構成比
負傷	自己の職務遂行中	-	1	8	1	-	-	1	-	2	13	35.1%
	訓練中	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	担当外の職務遂行中	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1	2.7%
	出張中又は赴任途上	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	2.7%
	出退勤途上 (公務上のもの)	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	2.7%
	レクリエーション参加中	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	設備の不完全又は 管理上の不注意	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	職務遂行に伴う怨恨 その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	-	1	9	1	-	-	2	-	3	16	43.2%	
疾病	負傷による疾病	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	職業病	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1	2.7%
	脳疾患	2	1	-	-	-	-	-	-	-	3	8.1%
	心疾患	1	-	-	-	-	-	-	-	1	2	5.4%
	精神疾患	-	-	-	-	-	-	-	-	2	2	5.4%
	その他公務起因性 の明らかな疾病	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	呼吸器疾患	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	肝臓疾患	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	胸腹部臓器疾患 (肝臓疾患除く)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	食中毒	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	腰痛	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	頸肩腕症候群	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	皮膚病	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
眼疾患	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
耳疾患	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
鼻疾患	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
その他	-	-	-	-	1	1	-	-	1	3	8.1%	
計	3	1	-	-	2	1	-	-	4	11	29.7%	
その他の死亡	-	-	-	9	-	-	-	-	1	10	27.0%	
合計	3	2	9	10	2	1	2	-	8	37	100.0%	

(注1) 出退勤途上の負傷は通勤災害となるが、深夜に勤務が開始又は終了した場合等には公務上のもので取り扱われる。

(注2) 「その他の死亡」は、公務上の負傷又は疾病によらない死亡をいう。

(注3) 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入して算出した。



第10表 年齢段階別・職員区分別公務上死亡者数

(人)

	義務教育学校職員	義務教育学校職員以外の教育職員	警察職員	消防職員	電気・ガス・水道事業職員	運輸事業職員	清掃事業職員	船員	その他の職員	合計
19歳以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20～29歳	1	-	2	2	-	-	-	-	2	7
30～39歳	-	-	3	2	-	-	1	-	1	7
40～49歳	2	1	1	6	-	-	-	-	1	11
50～59歳	-	1	3	-	-	-	-	-	3	7
60歳以上	-	-	-	-	2	1	1	-	1	5
合計	3	2	9	10	2	1	2	-	8	37

第 1 1 表 事故の型別・職員区分別公務上死亡者数

(人)

職員区分 事故の型	義務 教育 学校 職員	義務 教育 学校 職員 以外 の 教育 職員	警察 職員	消防 職員	電気・ ガス・ 水道 事業 職員	運輸 事業 職員	清掃 事業 職員	船員	その 他 の 職員	合計	構成比
墜落・転落	-	-	3	7	-	-	1	-	-	11	29.7%
転倒	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1	2.7%
激突	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
飛来・落下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
崩壊・倒壊	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
激突され	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
はさまれ・巻き込まれ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
切れ・こすれ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
踏み抜き	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
おぼれ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
高温・低温の物との接触	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	2.7%
有害物等との接触	-	-	-	-	1	1	-	-	-	2	5.4%
感電	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
爆発	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
破裂	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
火災	-	-	-	2	-	-	-	-	-	2	5.4%
交通事故	-	-	4	-	-	-	-	-	3	7	18.9%
動作の反動・無理な動作	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
故意の加害行為	-	-	2	-	-	-	-	-	-	2	5.4%
汚染血液による事故	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	3	2	-	-	1	-	-	-	5	11	29.7%
合計	3	2	9	10	2	1	2	-	8	37	100.0%

(注) 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入して算出した。

第12表 交通事故による公務上死亡者数

	一般常勤職員数（人） （4月1日現在） （A）	交通事故による 公務上死亡者数 （人・構成比） （B）	公務災害死亡率 （職員10万人当たり・人） （B）／（A）×100,000
発生年度			
昭和 5 2	3,012,304	33 (31.7%)	1.10
5 3	3,065,674	29 (32.6%)	0.95
5 4	3,118,275	27 (32.9%)	0.87
5 5	3,167,744	34 (32.1%)	1.07
5 6	3,205,718	33 (45.8%)	1.03
5 7	3,224,815	35 (44.3%)	1.09
5 8	3,231,650	41 (50.0%)	1.27
5 9	3,230,740	46 (52.3%)	1.42
6 0	3,222,019	23 (32.9%)	0.71
6 1	3,217,016	24 (39.3%)	0.75
6 2	3,216,930	23 (43.4%)	0.71
認定年度			
6 3	3,215,470	28 (40.0%)	0.87
平成元年	3,218,752	21 (30.0%)	0.65
2	3,228,318	28 (35.9%)	0.87
3	3,241,911	18 (29.5%)	0.56
4	3,254,291	28 (40.0%)	0.86
5	3,270,841	26 (53.1%)	0.79
6	3,282,492	19 (27.1%)	0.58
7	3,278,332	29 (38.7%)	0.88
8	3,274,481	18 (31.0%)	0.55
9	3,267,118	24 (36.9%)	0.73
1 0	3,249,494	20 (32.8%)	0.62
1 1	3,232,153	10 (21.7%)	0.31
1 2	3,204,292	10 (23.3%)	0.31
1 3	3,171,532	14 (32.6%)	0.44
1 4	3,144,323	11 (24.4%)	0.35
1 5	3,117,004	10 (20.0%)	0.32
1 6	3,083,597	9 (18.0%)	0.29
1 7	3,042,122	9 (17.0%)	0.30
1 8	3,001,475	13 (24.5%)	0.43
1 9	2,954,712	12 (26.1%)	0.41
2 0	2,902,843	10 (21.7%)	0.34
2 1	2,858,654	4 (10.5%)	0.14
2 2	2,818,455	3 (9.4%)	0.11
2 3	2,792,448	8 (2.5%)	0.29
2 4	2,774,250	5 (9.8%)	0.18
2 5	2,757,942	5 (13.2%)	0.18
2 6	2,745,644	4 (11.4%)	0.15
2 7	2,740,082	3 (7.3%)	0.11
2 8	2,739,041	2 (4.4%)	0.07
2 9	2,744,438	2 (5.7%)	0.07
3 0	2,738,755	7 (18.9%)	0.26

(注1) 昭和62年度までは発生年度による死亡者数、昭和63年度からは認定年度による死亡者数である。  
(注2) 交通事故による公務上死亡者数は、地方公務員災害補償基金「地方公務員の公務上死亡災害の発生状況」等による。  
(注3) 一般常勤職員数は、総務省(旧自治省)「地方公務員給与の実態」各年版による(平成26年度までは教育長を含む)。  
(注4) 平成23年度以降の交通事故による公務上死亡者数は東日本大震災起因のものを含む。  
(注5) 「交通事故による公務上死亡者数」欄の( )書は、全公務上死亡者数に占める交通事故による死亡者数の構成比率である。  
(注6) 公務災害死亡率(10万人当たり・人)は、小数点以下第3位を四捨五入して算出した。

第13表 職員区分別・勤務態様別交通事故による公務上死亡者数

(人)

職員区分	勤務態様							合計
	職務遂行中	訓練・研修中	出張中	宿・日直勤務中	通勤途上	その他		
義務教育学校職員	-	-	-	-	-	-	-	-
義務教育学校職員以外の教育職員	-	-	-	-	-	-	-	-
警察職員	2	-	1	-	1	-	4	
消防職員	-	-	-	-	-	-	-	
電気・ガス・水道事業職員	-	-	-	-	-	-	-	
運輸事業職員	-	-	-	-	-	-	-	
清掃事業職員	-	-	-	-	-	-	-	
船員	-	-	-	-	-	-	-	
その他の職員	-	-	2	-	1	-	3	
合計	2	-	3	-	2	-	7	

## 5 分類項目区分

### (1) 職員区分別

分類項目	説明等
義務教育学校職員	公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の商学部及び中学部の職員であって、義務教育費国庫負担法第2条及び第3条の規定により国が経費の一部を負担しているものをいう。
義務教育学校職員以外の教育職員	義務教育学校職員以外の公立学校の職員並びに教育委員会及びその所管に属する教育機関（公立学校を除く）の職員をいう。
警察職員	都道府県警察の職員（国家公務員である職員を除く）をいう。
消防職員	消防本部及び消防署の職員並びに常勤の消防団員をいう。
電気・ガス・水道事業職員	電気・ガス・水道事業、工業用水事業及び公共下水道事業等に従事する職員（水道事業には、簡易水道事業を含む）をいう。
運輸事業職員	鉄道、軌道、索道、航空機、自動車、軽車両又は船舶による旅客又は貨物の運送事業その他貨物取扱事業に従事する職員をいう。
清掃事業職員	清掃事業に従事する職員をいう。
船員	船員法第1条に規定する船員である職員をいう。
その他の職員	上記に掲げる職員以外のすべての職員をいう。

### (2) 職種別

分類項目	説明等
医師・歯科医師	大学附属病院、警察病院等に勤務する者を含む。
看護師	看護師のほか、准看護師をいう。大学附属病院、警察病院、消防署等に勤務する者を含む。
保健師・助産師	大学附属病院、警察病院等に勤務する者を含む。
その他の医療技術者	薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、歯科技工士等の資格を有する者で現にそれぞれの業務に従事している者をいう。なお、無資格の看護助手は「その他の職員」として取り扱う。なお、看護補助員は「その他の職員」として取り扱う。
保育士・寄宿舍指導員等	次の①から②までに掲げる職員をいう。 ①保育士の資格を有する者で現に保育所（認可保育所に限る。）又は 幼保連携型認定こども園に勤務する者をいう（幼保連携型認定こども園の保育教諭については、主たる職務の実態等から判断する。）。 ②保育士の資格を有する者で認可保育所以外に勤務する者、児童自立支援専門員、児童生活支援員の資格を有する者で児童自立支援施設に勤務する者及び社会福祉施設及び特別支援学校の寄宿舍指導員をいう。
船員	船員法第1条に規定する船員のほか、同条第2項各号に規定する船舶に乗り込む船員をいう。
土木技師・農林水産技師・建築技師	農業・林業・水産業、建築、土木に関する事務に従事する技術職員のうち、技師として任用されているものをいう（建築士等の公的資格を有する者に限らない。）。
調理員	学校調理員のほか、社会福祉施設、病院等の調理員をいう。
運転士・車掌等	

分類項目	説明等
教 育 公 務 員	次の①から③までに掲げる職員をいう。 ①義務教育学校教員…学校教育法に定める小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部に勤務する教員（校長を含む） ②義務教育学校以外の教員…上記「義務教育学校教員」以外の大学、高等学校、幼稚園等に勤務する教員（学長、校長、園長を含む） ③その他の教育公務員…教育公務員特例法第2条に規定する「教育公務員」のうち上記以外のもの。具体的には部局長並びに専門的教育職員をいう。 なお、学校事務職員は「その他の職員」として取り扱う。
警 察 官	警察法第56条第2項に規定する地方警察職員のうち警察官である常勤の職員をいう。 なお、道路交通法第114条の4の交通巡視員は「その他の職員」として取り扱う。
消 防 吏 員	消防本部、消防署及び消防団に勤務する職員。なお、常勤の消防団員及び指定都市の消防学校職員、東京都（東京消防庁）の消防学校・消防訓練所職員を含む。
清 掃 職 員	廃棄物処理及び清掃に関する法律第2条第2項の一般廃棄物（ゴミ、し尿）の収集・運搬・処理に関するものに従事する職員（清掃事業の現場の職員に限る）をいう。 従って、処理施設のオペレーターはこれに該当するが、会計事務・計量事務を本務とする職員及び庁舎内等の清掃職員は、これに該当しないものである。 即ち、総務省「地方公共団体定員管理調査」の「部門別職員数」に係る大部門「衛生」、中部門「清掃」、小部門「ごみ収集」・「ごみ処理」・「し尿収集」及び「し尿処理」に該当する者である。
そ の 他 の 職 員	前記に掲げる職員以外のすべての職員をいう。

### （3）事故の型別

分類項目	説明等
墜 落 ・ 転 落	人が樹木、建築物、足場、機械、乗物、はしご、階段、斜面等から落ちることをいう。乗っていた場所がぐずれ、動揺して墜落した場合も含む。車両系機械等とともに転落した場合も含む。交通事故は除く。感電して墜落した場合は感電に分類する。
転 倒	人がほぼ同一平面上で転ぶ場合で、つまずき又はすべりにより倒れた場合等をいう。車両系機械等とともに転倒した場合を含む。交通事故は除く。感電して倒れた場合は感電に分類する。
激 突	墜落、転落及び転倒を除き、人が主体となって停止物又は動いている物にあたった場合をいい、機械の部分、ドア、バックネットに人からぶつかった場合、飛び降りた場合等をいう。車両系機械等とともに激突した場合を含む。交通事故は除く。
飛 来 ・ 落 下	飛んでくる物、落ちてくる物等が主体となって人にあたった場合をいう。野球のボール、切断片等の飛来、その他自分が持っていた物を足の上に落とした場合を含む。容器などの破裂によるものは破裂に分類する。
崩 壊 ・ 倒 壊	堆積した物（灰等を含む）足場、建築物等が崩れ落ち又は倒壊して人にあたった場合をいう。立てかけてあった看板等が倒れた場合、落盤、なだれ、地滑り等の場合を含む。
激 突 さ れ	飛来、落下、崩壊、倒壊を除く物が主体となって人にあたった場合をいう。構内等において自動車にぶつけられた場合、動いている機械の部分等があたった場合を含む。交通事故は除く。
は さま れ ・ 巻 き 込 ま れ	物に挟まれる状態及び巻き込まれる状態で、つぶされ、ねじられ等をいう。構内等において自動車にひかれた場合、自動車と壁に挟まれた場合を含み、その他の交通事故は除く。

分類項目	説明等
切れ・こすれ	こすられた場合、こすられた状態で切られた場合等をいう。刃物による切れ、工具取扱中の物体による切れ、こすれ等を含む。
踏み抜き	くぎ、金属片等を踏み抜いた場合をいう。床、スレート等を踏み抜いたものを含む。踏み抜いて墜落した場合は、墜落に分類する。
おぼれ	水中に墜落しておぼれた場合を含む。
高温・低温の物との接触	高温又は低温の物との接触をいう。高温又は低温の環境下に曝露された場合を含む。 【高温の場合】火災、アーク、溶接状態の金属、湯、水蒸気等に接触した場合をいう。 炉前作業中の熱症等高温環境下に曝露された場合を含む。 【低温の場合】冷凍庫内等低温の環境下に曝露された場合を含む。
有害物等との接触	放射線による被ばく、有害光線による障害、一酸化炭素中毒、酸素欠乏症及び高気圧、低気圧等有害環境下に曝露された場合をいう。有害物等には、病原菌・細菌を含まない。 (これらに感染・死亡した場合は「その他」に分類する)
感電	帯電体にふれ又は放電により、人が衝撃を受けた場合をいう。
爆発	圧力の急激な発生又は開放の結果として、爆音をともなう膨張等が起こる場合をいう。破裂を除く。水蒸気爆発を含む。容器、装置等の内部で爆発した場合は、容器、装置等が破裂した場合であっても、ここに分類する。
破裂	容器又は装置が物理的な圧力によって破裂した場合をいう。
火災	火によるものをいう。爆発によるものを除く。 【起因物との関係】危険物の火災においては、危険物を起因物とし、危険物以外の場合においては、火源となったものを起因物とする。
交通事故（道路）	交通事故のうち、道路交通法適用の場合をいう。
交通事故（その他）	交通事故のうち、船舶、航空機及び公共輸送用の列車、電車等による事故をいう。
動作の反動・無理な動作	上記に分類されない場合であって、重い物を持ち上げて腰をぎっくりさせたというような身体の動き、不自然な姿勢、動作の反動等が起因して、筋をちがえる、くじく、ぎっくり腰及びこれに類似した状態になる場合をいう。バランスを失って墜落、重い物を持ちすぎて転倒等の場合は、無理な動作等が関係したものであっても、墜落、転倒等に分類する。
故意の加害行為	未必の故意による加害行為を含む。
汚染血液による事故	針刺し事故等をいう。
その他	上記のいずれにも分類されないものをいう。

一般財団法人 地方公務員安全衛生推進協会 調査研究課

〒102-0083 東京都千代田区麹町三丁目2番地 垣見麹町ビル3階

TEL 03-3230-2021

FAX 03-3230-2266

URL <http://www.jalsha.or.jp/>